

政治倫理審査会会議録

1. 日 時 平成29年4月13日（木）午前9時00分開会、午後0時25分閉会

2. 場 所 第1委員会室

3. 出席委員

委員長	若園 ひでこ	副委員長	加藤 宏明
委員	石橋 直季	委員	新家 光江
委員	加藤 達雄	委員	水川 淳
委員	加藤 啓二	委員	箕浦 克巳

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者

東郷町施設 サービス(株)	小野田 実	東郷町施設 サービス(株) 顧問税理士	山内 聖堂
------------------	-------	---------------------------	-------

6. 職務のため出席した者

議会事務局長	浅井 正美
議会事務局長補佐	磯村 理恵
議会事務局 行政専門員	近藤 憲人

7. 記録書記

磯村 理恵

8. 署名委員

石橋 直季

新家 光江

9. 傍聴

門原 武志

近藤 鑛治

毎日新聞 尾崎 稔裕

中日新聞 森 若奈

午前 9時00分開議

○委員長（若園ひでこ君） それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。

審査会に先立ち御報告いたします。

本日の審査会には議員2名の傍聴があります。そして、また傍聴の申し出がありました1名の方に許可をいたしました。

ただいまから、東郷町議会議員政治倫理審査会を開催します。

ただいまの出席委員は8名です。定足数に達しておりますので、これより本日の審査会を開きます。

記録署名委員の指名をいたします。記録署名委員に石橋直季委員、新家光江委員を指名いたします。

案件の審査に入る前に資料の確認をいたします。資料は審査請求書、審査請求趣意書、いまたけんじ議会報告第43回号、そして東郷町施設サービス株式会社のみなさまのための会社ですというビラの合計4枚です。

配付漏れはございませんでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

では、ただいまより、次第に沿って案件の審査を行います。

本審査会に議長から審査を依頼された案件は、石橋直季議員初め8名の議員の連署をもって提出された審査請求書の1件であります。

お諮りいたします。

すみません。今、お一人。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

では、お諮りいたします。

ここで少し時間をとって資料の精読をしたいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、10分ほど精読をお願いいたします。

ただし、9時15分まで精読時間とさせていただきます。

[資料精読]

それでは、9時15分になりましたので、精読を終えていただきたいと思います。

精読中に傍聴者の方が入室されました。傍聴者の数は2名です。

また、傍聴者の方に申し上げておきます。撮影と録音はお控えいただきたいと思います。

それでは、初めに、審査請求代表者から審査請求内容の説明をお願いしたいと思います。

石橋直季委員。

○委員（石橋直季君） すみません。座って説明させていただきます。

審査請求書にのっとして説明させていただきます。

1番石橋直季、説明させていただきます。

東郷町議会議員政治倫理条例第5条第1項の規定に基づき、議員8名の連署をもって審査を請求いたします。

審査の対象となる議員の氏名は、井俣憲治議員となります。

審査の対象となる事項ですが、該当事項としまして、東郷町議会議員政治倫理条例政治倫理基準の第3条第1項第1号及び第3号の規定に違反している疑いとなります。

内容に関してですが、政治倫理条例第3条第1項の第1号「町民の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」に関してですが、事前にも事後にも事実確認、問い合わせを東郷町施設サービス株式会社に対してなされず、会社としては信頼回復のためコメントを掲載した書面を配布されたということで、不正の疑惑を持たれているのではないかということです。それがまず1点。

2点目として、第3条第1項第3号「町が締結する工事、製造その他の請負契約、一般物品納入契約及び業務委託契約並びに地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に関して特定の業者を紹介し、若しくは推薦し、又は妨害し、若しくは排除する等の働きかけをしないこと。」に関してですが、こちら、指定管理契約更新の重要な時期である今年度選定業務を行っていく時期でもありますし、そのような中、ピンはねしているといった表現でピンはねしていると断定されることは、この指定管理者の妨害、排除といった疑いがあるのではないかということが主な内容となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（若園ひでこ君） それでは、議題の（1）のウ、今後の進め方について入っていきたいと思います。

それでは、（ア）から順に協議したいと思います。

まず、（ア）の審査請求内容の審査について（審査請求の適否）についてお願いします。

いいですか。御意見は。

加藤達雄委員。

○委員（加藤達雄君） 5番加藤達雄です。

今回の審査内容の適否についてですけれども、私、東郷町政治倫理条例の第1条、議員は町民全体の奉仕者としてその人格と倫理の向上に努め、町政に対して信頼に応えると、町民が町政に対する正しい認識と自覚を持つということについて、ちょっとお話をさせていただきます。

この前、実は、いまたけんじ議会報告第43号、ただいま代表者が述べられたように、このことについては、T I S社に対して事実確認をとっていないということでございます。当然、T I S社は、そのことについて弁明してほしいと、正しいことを、事実を報告してほしいということ述べるのは当然だと思います。

それで、私の友人、私、今ちょうど71になるということで、シルバーにお勤めの方は随分、御活躍の方がお見えになります。その方、数名の方にお話を伺うと、我々もちょうど昭和40年、50年の日本の高度成長時代のときに一生懸命、そのために働いたと、その技術を持って今シルバー人材で一生懸命、また自分の健康、生きがいを持って仕事をされておると、そういう中において、非常にこれは、この第43号は、非常に心を痛めたと。

それで、ぜひともこのことについて正しいことを言ってほしいと、そういう願いをお持ちの方がいっぱいいらっしゃるんですけども、このことについて、井俣議員は何の謝罪も今までなかったということについて、非常に、これについては、むしろ憤慨されておるということについて、私は、今言った第1条に対して、議員としての政治倫理について問題があるということで、私は、この審査請求は適、適当だというふうに判断させていただきます。

以上です。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 9番水川でございます。

まず、ちょっと進め方の確認ですけれども、今政治倫理条例の規定の中で順番に、まず冒頭にこの条例が制定され、本来ならばこういった審査会というのが未来永劫開かれない形というのが、本当は本町議会においては理想的な形であるというふうに私は信じて、開催をされないことを祈っておるわけですけれども、こういう形で委員長から招集を受けたということは、非常に残念であり、また、半面、この件に関しては大変私ごとになり、この席においては私ごとになりますけれども、審査請求の賛同者の一人として名を連ねさせていただきました。

中身については、またおいおいこの審査を進めるに当たって見解を述べさせていただきます機会があると思いますので、ここではちょっと割愛させていただきますけれども、まずは、冒頭に、一番最初にやらなければいけないことというのは、そもそもこの案件について、今、精読をし、この中身について、この審査会で審査をするということの適否について、まずは決めなければいけないというふうに理解しています。

その分において、特に適であるということで全員に御異論がなければ、早速この本件の内容についての審査に入っていくべきかというふうに思います。その先において、また、いろいろな確認をしなければいけない事項やなんかが出てくると思いますので、その部分について、まず委員長のほうでお取り計らいをいただければというふうに思

っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（若園ひでこ君） ほかに。

新家光江委員。

○委員（新家光江君） 今回の案に対しての意見じゃないかもしれないんですけども、1つ教えていただきたいことがあります。

署名議員が石橋議員含め7名が載っていますけれども……

[「8人」と呼ぶ者あり]

合わせて8名ですよ。

議長は、こういうときには一議員と同じ扱いなんですか。私、自分では、議長は別格扱いかんと思っていたんですけども、そこら辺の法律的なことを教えてください。

○委員長（若園ひでこ君） 法的には問題ありません。

[「一議員ですので」と呼ぶ者あり]

○委員（新家光江君） 一議員。

○委員長（若園ひでこ君） ほかに御意見はございませんか。

水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） そういう意味では、ここ非常に、大変複雑な、今構成になっているというふうに理解しています。

というのは、何しろ、私、先ほど申し上げたように賛同者の一人ですので、これはやっぱりしっかりと掘り下げて審査をすべきだということを提案させていただいて、今俎上になっているというふうに理解しているものですから、できればその賛同者に名を連ねていない方が、ここの中において御異論、あるいは御異議等があれば、その部分について、まずは明確にさせていただいた上で、先に進めていただく必要があると思いますので、特に御異論がなければ、私が進めるというのは恐縮な話ですけども、なければ、むしろ審査のこの本質的な部分の中身に早速入っていくべきだというふうに思っています。

○委員長（若園ひでこ君） 今、そのような水川委員から意見がございましたけれども、ほかに御意見ございますか。

○委員（加藤啓二君） それじゃ、まず、委員長にお尋ねしたいんですが、今水川委員のほうから言われた、この委員会はきちんとした成立をするということの確認だけとらせていただきたいんです。

○委員長（若園ひでこ君） 成立します。

○委員（加藤啓二君） 結局、今、新家委員も言われたとおり、結局、今、水川委員も言われたとおり複雑な構成という部分とか、それで成立するというところで、今、確認の上で、それをまず確認させていただきたいと思います。

それから、資料の請求、石橋委員のほうからも出ているんですが、これは、あくまで

も、一つは、井俣議員の出された紙面と、施設サービスさんの紙面でも、中身からだけの検討で政治倫理審査会の条項の中に該当するのではないかという、簡単に言うと言書の中だけで会を進めるのか、それとも被害が出ていてという確認がとれていて進めるのか、ちょっとその石橋委員の確認。

○委員（水川 淳君） 先に発言を求めます。

○委員長（若園ひでこ君） はい、水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 議事進行についてすみません。

この際ですので、自由討議の形式で、例えば委員長にお尋ねするケースもあると思いますし、これ、たまたま、今、提案者というか、請求者が、今、ちょっととめたいんですけれども、請求者も委員としてくみしているものですから、そういう部分で、むしろ自由に発言の機会をいただけるほうが、いろんなものがはっきりすると思いますので、自由討議の進行を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（若園ひでこ君） 今、自由討議の進行の御意見がございました。なので、今から進行について自由討議を行いたいと思いますが、これに賛成の方、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

全員賛成ということで、これより自由討議に入りたいと思います。

○委員（加藤啓二君） その前に、先ほどの継続ですみません。

ですから、まず確認をとるのは、委員会が成立するというところで、委員長がはっきり言われたということと、それから、今、この資料に関しては、これに関して出されたということで、あとは施設サービスの方から直接話も聞けると。

ちょっと今のところ私どもがこの資料のみで判断を進めるということに、慎重かつ意見もありますので、ですから、今、私の質問としてはそこまで、あとは委員間の自由討議の形で結構ですので。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 今、そういう意味では、私自身も今現在副議長をお預かりしている立場で、非常にこのことについては慎重に、当然当事者もあることなので、非常に慎重に進めなければいけないという思いですずっと精査をしてまいりました。

その結果ですので、これが、先ほど成立の可否について御指摘というか、お尋ねがありましたけれども、その部分については、条例に従って進めているということを確認しております。

逆に、もし疑義があるとすれば、その疑問点については、ある程度のこういう根拠というか、こういう部分について抵触をするか否かというようなことでお尋ねいただけるほうが少し具体的な議論になるかなと思いますので、そういう形でちょっとお尋ねいただけるとありがたいなというふうに思います。

それから、先ほど書面でという話がありましたけれども、ここから先というのは、結局審査の中身に入ってくるものですから、むしろ今現在出されているもので、審査に値するかどうかというところだけ、まずは決めないといけないかなと思っていますので、その部分で先ほどちょっと僕、投げかけをさせていただきました。

むしろここで自由討議よりも、もうちょっと先の自由討議のほうが本当はいいんですけども、ここからスタートしないとやっぱりいけないものだと思いますので、逆に言ったら、ここで御異論がなければどんどん先へ進めるべき性質のものだと思いますので。

以上です。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） またこれもちょうとお尋ねしたいことなんですけれども、きょう、今、委員8人でやっていますけれども、ここには、本来は、井俣議員は呼ぶべきものじゃない、今この時間で言うなら、今、このきょうにおいては呼ばなくていいことなんですかね。

○委員長（若園ひでこ君） いいことです。

○委員（新家光江君） いいことなんですか。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 先ほども申し上げたように、多分お手元に政治倫理条例は持ってきていらっしゃると思いますけれども、また、我々政治倫理条例施行規定に従って、相当その部分については、先ほど、私こういう言葉を申し上げました。精査をして、慎重に進めておることが前提でございます。何よりも、やっぱり当事者がおり、慎重に進めなければならない性質だというふうに理解しておるものですから、その部分においては、いろいろな部分、確認をしながら進めているという認識です。

要するに、当事者としては、賛同者の立場としてはそういう思いで進めていますので、多分その部分については、瑕疵も問題もないというふうに理解しております。

○委員長（若園ひでこ君） ほかにございませんか。

新家光江委員。

○委員（新家光江君） ごめんなさい。変な質問ばかりで申しわけないんですけども、私、きょう、まだ、朝交通当番で、きちんと新聞を読んでいない時点で、この記事、家へ帰ってきて見ただけで申しわけないんですけども、きょう、この委員会が開かれるに当たって、それで、これからいろいろと中身をきちんと私たち議員が精査していく段階で、それなのに、もう既にこのような記事が出るというのは、本来、普通、政治倫理審査会を開く場合には、この手順でこういうふうに新聞報道は先に来るものですか。びっくりしたんですけども。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 私が回答していいかどうかはばかられる話なんですけれども、自由討議の場なので……

○委員（新家光江君） はい、自由に聞かせていただきます。

○委員（水川 淳君） 私の見解を述べさせていただくと、それは、報道各社のいわゆる取材に基づく記事ですので、我々が何かとやかく申し上げるべき中身ではないというか、申し上げられる性質のものではないかなというふうに思っています。

何よりも、我々もいろいろな、今回広報がいみじくも題材として上がっていますけれども、決まっていなくて発言していいのかとか、そういう記事が上がっていいのかというところについても、今、そういった御疑念があるという部分においても、これ非常に重要な題材になっているのかなというふうに正直言って思っています。私自身は。ので、審査に入るべきかなというふうに思っていますけれども。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） 今、自然に、言葉はちょっと違うかもしれませんが、この中日新聞のほうは報道の聞く耳をきちんと持っていて、早くキャッチしたというふうに捉えればいいですか。こういうのが出たということは。どこから出たのかなって。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 何らかのプレスの投げ込みが本町の広報のほうからあったんじゃないですか。その辺は、具体的に確認をしていただいてからのほうがいいと思いますけれども。

○委員長（若園ひでこ君） 事務局長。

○議会事務局長（浅井正美君） 本来、本会議にしる、委員会にしる、公開の原則ですので、本来ならこういう行事・会議があるというのはプレスなり、投げ込みするのが本来かもしれませんが、通常の方は、ちょっと毎回、何回もありますので、特段の、特別の事案だけ広報のほうと相談させていただきまして、今回のほうは事前にお知らせしようということで、報道機関のほうに投げ込みをしていただいております。

○委員長（若園ひでこ君） よろしいですか。

水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 逆に今の質問というのは、ちょっと私、意図がよくわからないのが、今、テーマになっているのが、この審査会の、言うなれば適否とって、今回この審査請求が果たして審査するに足るかということの適否を今議論しているチームだと思っているんです。

そういう観点で、その御質問というのが、逆にどこに、何に、つまり、そのことをもって、これというのは、じゃあ、やるべきじゃないんじゃないかという判断基準になっているということですか。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） やるべきかどうかという前に、私、これは、井俣議員のみならず、私たち同僚の議員の中で、このような立場になられた人がもしいたとしたら、私の気持ち。今の浅井局長さんの話を聞けば、もう公表するのが、公開でやるものは公表するというので言われたので、納得しましたけれども、できる限り確実にこの委員会に取り上げていくかという、これから精査するところなのに、それより前にこういうものを開くということが、書かれた議員にとってはすごく不利なこと、不利という言葉は変ですけれども、あるべき姿じゃないなという思いから言っただけです。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） もう一回確認ですけれども、適否についてそれはかかわる話じゃないということと受け取って大丈夫ですよ。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） 最後のまだ結論まで行っていませんよね。今、これから話し合うということですよ。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 当然、これで、言葉はちょっと慎重に選ばなきゃいけないんですけども、仮にこの審査会が、いわゆるところの門前払いとしてここで適否が否と判断されれば、そのことがあしたの新聞に載るんじゃないんですか。わかりませんけれども、それは。当然、記者さんの取材、それから、ソースの重い軽いという部分で判断されることだと思いますので、わかりません。

ただ、仮に否となったら、16人の議員のうちの8人が賛同者として名を連ねたこの政治倫理審査会という、つまりその8人というのが、とんでもない悪い人間に、人をおとしめるとんでもない悪い人間だというそしりを免れないという事実が報道されるということが事実なのかなというふうに私は理解、認識しています。

逆に、だからこそ慎重に精査し、本日というか、ここに至っているというふうに思っていますので、御理解をいただきたいなというふうに思いますけれども。

○委員長（若園ひでこ君） ほかにはございませんか。ないですか。

自由討議ですけれども、いいですか。

では、これで自由討議を終わらせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、審査請求、内容の審査についての（ア）についてですけれども、抵触しているところがあれば、御意見を伺いたいと思います。

水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） これは、じゃ、今から審査、今、適否については、適と判断したということで、先へ進んだと理解してよろしいですか。

○委員長（若園ひでこ君） 抵触しているところがあれば御意見を私は今伺いたいと思

います。

なければ、これはないということで、審査請求は適ということになります。よろしいでしょうか。

○委員（加藤啓二君） 委員長。委員長は委員長として 。発言が……

○委員長（若園ひでこ君） 二重に聞こえちゃうね。

○委員（加藤啓二君） 委員長らしくしていかないとまずいですよ。

○委員長（若園ひでこ君） なので、よろしいですか。自由討議は終わりました。それで、委員長としては、皆様に、終わりましたけれども、抵触していると思われるところがあれば、御意見を伺いたいと思います。ないですか。

水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 今、改めて、この政治倫理基準と違反行為の存否について確認を求められているというふうに理解していますけれども、その部分について、じゃ、改めて私の意見を述べてさせていただきたいと思います。

これは、もう先ほど来申し上げているように、今回賛同者の一員として名を連ねておりますので、内容については、この請求代表者である石橋議員が示されている内容に賛同ということでありましてけれども、改めて、重複する部分もあるかと思いますが、私自身、そもそもが、ピンはねしているのですと、いわばピンはねをしているのですということを町内の多くの新聞折り込みを通じて発信をしていること自体が、非常に、決して上品ではない言葉を使った発信であるということの一事をとっても非常に第3条第1項第1号に抵触をする、好ましくない言葉遣いなんじゃないのかなというふうに一番思っている部分であります。

もう少しちょっと入っちゃって大丈夫ですよ。

○委員長（若園ひでこ君） はい。

○委員（水川 淳君） この話というのは、皆さん、ここにいる全議員御存じのとおり、公開質問状が出ている、そのことについても全員協議会の中でも協議をされており、既にここで突然降ってわいた話ではなく、無論、この広報が発信をされた日に、我々それぞれ議員、個々に目にし、それぞれの所感を持ったと思うんですけれども、その中においても、それぞれ議員が自己責任において発信をしている性質のものであるゆえ、じつとそのことについての、言うなれば相手もあることですし、その推移をずっと見守っていたというか、静観をしていたというふうに認識をしています。私自身はそうなんですけれども、ただ、今回、3月24日付で、先方、当事者の、もう一方の当事者であるところから、そうでないよという能動的な発信があったことが今回のきっかけであるというふうに思っております。

その中で、やはり、我々としてはピンはねと言われるいわれはないというふうに明言をされている、そして、我々の中でもピンはねという言葉が果たして公職者たる議員

が公に発信をするに足る言葉であるのかというところが、まずこの場において十分に議論しなければいけない一番核心の部分じゃないかなというふうに思っているところでもあります。

なお、私自身は、この言葉一つとして第3条の第1項第1号に抵触をしているというふうに判断しておるところであります。

○委員長（若園ひでこ君） ほかにございませんか。

石橋直季委員。

○委員（石橋直季君） 私は、先ほど審査請求代表者として説明させていただいたんですけども、政治倫理審査会の委員としてもうちょっと発言させていただきますと、先ほど請求代表者で説明したとおりなんですけど、条例第3条の第1項第1号に関して、町民の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないことということで、こちらのほう、施設サービス株式会社さんからこういったビラが頒布されたということ自体、その疑い、不正の疑惑を持たれているという証左じゃないかなと思っております。

また、施設サービス株式会社さんには、町民の方の従業員の方もいると私の調査では伺っております。また、実際に働かされている町民の方、町民の従業員の方から不快だといった意見を私自身いただいております。そういったことから、ここは違反ではないかと考えています。

また、それが第3条の第1項第3号に関して、指定管理者に対する妨害、排除といったことにつながるのではないかと、ここも疑いが強いと私は思っております。

というのも、このピンはねという断定、ここの断定が始まる文章なんですけど、施設サービス株式会社自体には、草刈り、植栽の専門部門はなくというところで、私自身の調査においては、草刈り、植栽の専門部門はないと完全に断定できるようなことはないと思っております。

そこから文章を始めていく中で、要はピンはねしていると断定することは、私としてはピンはねしていると断言できるような情報は不十分だと感じております。私としてはピンはねしていると思っております。なので、ここも情報不十分のままピンはねしていると断定することは、妨害、排除の動きにつながっているのではないかと考えています。

以上です。

○委員長（若園ひでこ君） そのほか。

加藤宏明委員。

○委員（加藤宏明君） 加藤宏明、7番です。

副委員長の立場ですけれども、賛同者として意見を言わせていただきます。

本町の町会議員が、本町の企業とか個人に対して自由な、相手の意見とか承諾も得ず

に自由に、意図的であっても、間違っているとしても自由に公で、議員の立場を利用してそういうことを発信すること自体が、もう第3条に違反しているとは私は思っておりますので、ぜひ開催をお願いしたいという意見でございます。

[「開催」と呼ぶ者あり]

賛否の開催の、要は賛成のほうで意見を言わせていただきました。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） ちょっと審査内容というところではないんで、ちょっと私、今、審査会そのものの構成と、ここから進めるに当たってというか、私自身は意見を申し上げたんであれなんですけれども、ちょっと議事録に残したい、明確に議事録に残したい、それから、委員外議員の傍聴もお見えになりますので、少しこの審査会の、今回の、非常にある意味慎重にしなければいけないなという、私は自戒という、いろんな思いの中で、少し意見を述べさせていただきたいんですが、構成がもううっすらお気づきのとおり、そうですね。今、うっすらお気づきのとおり、賛同者がこの中に5人いるんです。

ただ、このことで、言うなれば、言ったやつが審査して決めたというふうになるのは好ましくない。はっきり言って。

ただ、そうではないということをごここに明言しておきたいと思っております。それは何かというと、この構成については、極めて公正に、公平に選択をされた委員会委員であります。

どういうことかということ、私が言うまでもなく、偶数議員と奇数議員で2年任期を預かっている、そういう構成になっているわけで、ここに何の作為も、何ら意図が含まれているものではないということは、私が言うまでもなく御理解をされています。

その中で、我々が、そういう意味では、良識を持ってこのことに当たり、何度も申し上げているように、慎重に審査をし、このことを置いておくことは、東郷町議会の良識として好ましくないのではないかというぎりぎりの判断をしているんです。

なので、我々賛同者に名を連ねた委員から意見を発言するというのは、非常にある意味難しい、言葉も選ばなければいけない性質のものであります。

ですので、どうか名前を連ねていない、言うなれば、客観的、第三者的な立場での御意見と見解をこの場でしっかりと吐露、発露していただいて、その上でこの審査会の結論をしっかりと導き出したいというふうには、私自身は思っておりますので、どうか、いろいろな御意見と見解、あるいは、必要に応じては、なぜ賛同に至っているのかという部分を含めてお尋ねいただきながら議論を深めて、最終的な、よりよい結論に導き出したいなというふうには思っておりますので、そういう思いで、そういうスタンスでぜひ御意見を伺いたいと思っております。

○委員長（若園ひでこ君） ほかに。自由討議ですが。

[「自由討議じゃないですよ」と呼ぶ者あり]

今、自由討議でしょう。

○委員（水川 淳君） じゃ、委員長。

改めて自由討議を求めます。

○委員長（若園ひでこ君） ごめんなさい。自由討議を見て入っていったもので。

すみません。さっき私言いました。

○委員（水川 淳君） 改めて、委員長。

○委員長（若園ひでこ君） はい、すみません。

水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） この際ですので、この今の私の発言も含めて、ぜひとも活発な意見交換と議論にしたいと思いますので、自由討議の進行を求めます。

○委員長（若園ひでこ君） 自由討議の進行をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

新家委員、いかがですか。

新家光江委員。

○委員（新家光江君） 自由ですよ。

○委員長（若園ひでこ君） 自由です。

○委員（新家光江君） 今、ここで8人で賛同していないのが2人ですよ。

○委員（加藤啓二君） 賛同じゃない。署名していないんです。

○委員（新家光江君） ごめんなさい。署名していないのは。ごめんなさい。言葉を間違えました。

2人ですよ。それで、私のほうに振ってこられて、結構きついものがありますけれども、構成がこういうふうになったということは、それは公平にたまたまなったことだということは認識しております。

だったら、今度、反対のことを思えば、これは、私たちの委員の任期はいつまでですか。

○委員長（若園ひでこ君） この間……

○委員（新家光江君） 今度の……

○委員（加藤啓二君） 4月28日までだね。

○委員（新家光江君） それが終われば、今度は委員の構成がまるっきり反対の構成になりますよね。というような意味合いから、今早急に、もしこの話が進まなければ、今度また違う展開になる可能性もあるような感じがして、この本当に微妙な構成に関して、どうしたらいいのかな。これをきょう即決めることではないですか。

○委員長（若園ひでこ君） ないです。

- 委員（新家光江君） ないですよ。
- 委員長（若園ひでこ君） 結果をきょうは決めません。
- 委員（新家光江君） 決めますか。
- 委員長（若園ひでこ君） 処分とか、そういうことの結果は、きょうは決めません。
- 委員（新家光江君） 決めませんよね。ただ続いていく。どの期間続くのかちょっとわかりませんが、そうすると、今度、まるっきり構成が変われば、また、先のごとは私たち委員が今度かわりますので、その後は次の委員さんにお任せすることだと思いますけれども、この委員の構成の中で、例えばここに署名していない私と加藤委員と2人だけに意見を聞かれても、たくさんの人にもっと言っていただきたい。
- 委員長（若園ひでこ君） 加藤啓二委員。
- 委員（加藤啓二君） そういうことではなくて、今進めているのは、今自由討議しているということは、今出された……
- 委員（新家光江君） わかります。
- 委員（加藤啓二君） だけど、次の段階にこの中身の検討、これが石橋委員のほうから提案をされた内容等で、今、ここから中に入っていくかということを今委員会の中で求められていること。
- これでやるならもっときちんとした調査と審査をとというそういう段階に入るかということを知っている。ちゃんとして。
- 委員（新家光江君） わかりました。
- 委員長（若園ひでこ君） すみません。傍聴、途中退席は御遠慮願いたいと思います。出入りは。
- [「すみません。トイレに行って、ごめんなさい」と呼ぶ者あり]
- 委員（加藤啓二君） 本来認められないんだから、ちゃんとしなきゃいかんよ。慎重にやっているから、皆さん。傍聴者も来て。
- 委員長（若園ひでこ君） よろしくお願ひします。
- ほかに自由討議。
- 委員（石橋直季君） 今の質問に一応答える形になると思うんですけども、私としては、委員がまた入れかわる時期でもあるみたいなお話だと思うんですけども、私としては、これ、請求代表者として出させていただいたときの思いとして、少なからぬ施設サービスに勤めていらっしゃる方を初め、非常にこの文書が出たことによって、先ほど私は不快な思いというふうな表現させていただきましたけれども、正直、不快もありますし、不安という部分もあると。
- それは、もう自分が勤める会社がピンはね会社だと言われなくもないと、この文章が出て、そういった不安があると、それは一刻も早く解消しなければいけないということで、今回、この施設サービス株式会社さんもこういった文書を頒布されていると思

うんです。

私は、今回政治倫理審査会を開いていただきたいと思ったのは、そういった不安を解消する、一刻も早くという切迫感があるんです。委員がかわる、私の希望ですが、委員がかわる前にもう決着をつけるようなスピード感を持ってやっていただきたいと私は思っています。今でも遅いと思っているぐらいの話です。

以上です。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 逆に、率直にお尋ねしたいんですけども、あえて新家委員が先ほどそういう、しかも何というか、彼に対して不利にとか、非常に、そういう意味では、お氣遣いをされている、そういう部分を非常に強く感じたものですから、その部分についてちょっと、少しある意味サポートというか、下支えさせていただく意味でお尋ねをしたいんですけども、彼がこの1月に発信をした内容については、どうお考えですか。全く瑕疵も、過失も問題なく、平たく言えば、私、先ほど意見、発言していますので、そのことをあえて確認しますけれども、ピンはねしているのですということを一万余の町民のほぼ全世帯に発信をした事実について、そのことについては、全く問題がないというふうに御判断されていますか。端的にイエスカノーでお答えいただきたいんですけども、御意見付していただいて結構です。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） イエスカノーとか、そんな簡単に言える言葉じゃなくて、これは、もし、今の石橋委員がおっしゃっていること、多分そうだろうとは思いますが、これは、この議員の表現力というか、私たちとはちょっと違った言葉。何と表現したらいいのか。しているのですと断定していることに関しては、じゃ、これに関して、本人から本当に言葉できちんと聞きたい。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） いや、これは、本人関係ない話なんです。なぜかといったら、本人が1万5,000世帯を回っているわけじゃないからなんです。だから、今回問題にしているんです。

○委員（新家光江君） 違います。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） そもそも井俣議員の出された新聞の中のピンはねしているのですと断定したこの言葉に皆さんが品位を、品格がないと思ってみえる部分じゃないんですか。

○委員（水川 淳君） そのとおりです。

○委員（新家光江君） そうですよ。

○委員（水川 淳君） 品位と名誉。

- 委員（新家光江君） ですよ。
- 委員長（若園ひでこ君） それで一旦いいですか。質疑。
- 委員（新家光江君） はい。
- 委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。
- 委員（水川 淳君） そのとおりです。
- 委員（新家光江君） ですよ。
- 委員（水川 淳君） 例えば水川 淳は、ピンはねしているんですって数千世帯に発信されたら、当事者がどうお感じになるかという話です。

しかも、そのことが本人に対して、事実確認をしているかしていないかということが、今の段階でまだ確認していないので、審査のそこまで調査していませんのでわかりませんが、少なくとも、相手方はそのことについて一切の確認をしていない。もっと言うと、ピンはねなんていう悪しき言葉を使われて、言うなれば誹謗されるいわれはないんですよという反論まで出されているわけです。

ただ、そのことについては、まだ事実確認をこれからしていかなければいけないので、その後の調査にこれは譲るとして、それでもなお、私は、そのある人物を指して、ピンはねという用語を用いてというところに、非常に、まさにここに書いてある第3条の第1号に抵触する、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎みという言葉に私は抵触すると思っています。

少なくとも、個人的な見解を捉えれば、私はそんな用語は絶対に使いません。私、どちらかという、決していい言葉ばかりを使う人間じゃないですけども、だけれども、もし書面で1万5,000世帯に発信をするとすれば、東郷町議会議員の一人として、また、年の近い同期議員としても、私はそういう言葉を使うべきじゃないというふうに思っています。

そこをもって今回問うているんです。この言葉について、あるいはこの発信について、東郷町施設サービス株式会社の、会社の当然関係者、これは、社員、従業員、そして、利害関係もいるでしょうし、お取引先もあるそういった人たちがどういう心証を持つか、どういう思いをするのかというところに、私は思いをはせるべきだと思っていますし、今風の言葉で言うならば、そんなくすべきだというふうに思っているんです。

ただ、これは、私の見解なので、多くの、これは、先ほど来申し上げている非常に複雑な構成ですので、だからこそ、そうでない、私は、逆に啓二委員にもぜひお尋ねをしたいと、この部分については。これについての、この言葉というのは、いかがお考えで、いかがお感じになるのかというところを率直にお尋ねしたいと思ったんです。

責めているわけではないですからね。くれぐれも。

- 委員（新家光江君） わかります。
- 委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） 私個人とすれば、私もこの言葉は使いませんが、でも、井俣議員は、何か、あの人も気持ちもわかりませんので、本意はどういうつもりでこの言葉を使われたかというのは、聞いてみたい。何か真意、そこに何が言いたいのか。たまたま自分がいつも使っている言葉なのかとか。わかりません、それは。だから……

[発言する者あり]

わかりません。だから、本人の言葉を聞きたいというのが本音です。普通では使わないと思います。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤宏明委員。

○委員（加藤宏明君） 今やっているのは、審査請求の適か否を今議論されているので。

○委員（水川 淳君） いや、もう終わっていますよ。

○委員（加藤宏明君） もう終わった。

○委員（水川 淳君） もう適でいいということで今審査に入っていますよ。

○委員（加藤宏明君） いや、やっていないよ。

○委員（水川 淳君） 私は入っていると認識していますよ。

○委員（加藤宏明君） へえ。

○委員（水川 淳君） 確認しています。

○委員（加藤啓二君） じゃ、委員長、ちょっとよろしいですか。

○委員長（若園ひでこ君） はい。

○委員（加藤啓二君） じゃ、今、副委員長も言われたとおり、入っていないのか、入っているか。この進行についてちょっとお尋ねしますが、これは、政治倫理審の点、これ全員賛成に基づいて次に進むのか、それとも、どちらですか。挙手多数。

○委員長（若園ひでこ君） 挙手多数。

○委員（加藤啓二君） そうなっていたか。

○委員長（若園ひでこ君） はい。3分の2。

[発言する者あり]

ごめん。3分の2じゃなくて過半数。

○委員（加藤啓二君） ですから、これもちょっと今進めていくに当たり、もうちょっとそういうところについてしておかないと、入っているのか、入っていないのかということ。

○委員（水川 淳君） じゃ、はい、議事進行について。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 委員長に求めます。先ほど私は、自分の発言の中で、もう既に政治倫理基準等違反行為の存否についての内容だと理解していますが、よろしいですかというお尋ねに対して、委員長は、結構ですということで御回答いただきましたので、

既に審査請求の適否については適というふうに判断をされた上で進んでいるというふうに理解していました。

しかし、今、そこで、その適否についての疑義が出ているというふうに何となく感じましたので、改めて審査請求の適否について決をとっていただきたいと思います。

○委員長（若園ひでこ君） はい、わかりました。

それでは、お諮りしたいと思います。

審査請求内容の審査についての適否についてお諮りしたいと思います。

審査請求について適すると思われる方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手多数により、審査請求については、適するといたします。

[「適さないんです」と呼ぶ者あり]

では、休憩をしたいと思います、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは、10時20分まで休憩といたします。

午前10時05分休憩

午前10時19分再開

○委員長（若園ひでこ君） ……（録音漏れ）……申し上げましたが、正確に言うと少し時間がございしますが、再開したいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

そして、先ほど、傍聴者の会議中の入退室は御遠慮くださいということで、私申し上げましたが、先ほど、傍聴者の方から、その根拠はということを尋ねられました。

[「休憩中にですね」と呼ぶ者あり]

休憩中にです。それで、それにお答えしたいと思います。

それで、東郷町の町議会の先例集においては、会議中の傍聴者の入退室は、会議中外と休憩中のときということになっておりますけれども、今回は認めさせていただきますので、よろしく願います。

ということでよろしいでしょうか。

[「はい、結構です」と呼ぶ者あり]

それでは、議事進行についてなんですけれども、先ほどちょっと式次第のほうで、そちらの傍聴者の方にもよくわからなかったかもしれませんが、ちょっと改めて式次第に書かれております今後の進め方について、改めて言葉で発せさせていただきたいと思います。

今後の進め方について、（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）とございます。（ア）が審査請求内容の審査について（審査請求の適否）についてです。

(イ)が政治倫理基準などの違反行為の存否、(ウ)が関係者への調査、(エ)が被請求議員への個別事情聴取、(オ)が被請求議員の弁明、(カ)が審査会の結論となっております。

今述べましたことについて順次進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい、結構です」と呼ぶ者あり]

それで、(ア)については、先ほど、休憩前に終わったかと思いますが、次は(イ)に進んでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは、(イ)の政治倫理基準等の違反行為の存否について進めたいと思います。御意見を伺いたいと思います。

水川 淳委員。

○委員(水川 淳君) 先ほど、自由討議の委員長の進行がありました。その際に、私は、認識の中で、既に政治倫理基準等違反行為の存否についての意見を発言させていただいておりますので、その内容のとおりということで、再度再確認のために申し述べさせていただきます。

なお、自由討議については継続をされるか否かについても委員長のほうで御判断、御対応いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長(若園ひでこ君) では、自由討議ということでもいいですか。

自由討議という御意見が出ましたが。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

いいでしょうか。

では、自由討議に入ります。

○委員(水川 淳君) じゃ、改めて。

○委員長(若園ひでこ君) 水川 淳委員。

○委員(水川 淳君) じゃ、先ほどの続きになりますけれども、すみません。今度は、私は、加藤啓二委員のほうにちょっとお尋ねをさせていただきたいんですけども、先ほどはちょっと新家委員のほうにお尋ねをした同様の内容なんですけれども、このピンはねしているのですという言葉が、私個人的には非常にというか、最もひっかかっている部分というか、最も重大であるというふうに認識している部分なんですけれども、この部分については、先ほどは端的にいかがでしょうと、これって問題があるや、なしやということをお尋ねしたいんですけども、いかが御見解をお持ちですか。

○委員長(若園ひでこ君) 加藤啓二委員。

○委員(加藤啓二君) 先ほど、ここに書面でピンはねをしているという断定的に、これも大きな記述として自分で決めつけて書いている、この中に、一般質問の中からピンはねという用語は使って、そのような、一般質問でも施設サービスはピンはねという

ようなちょっとはっきりした言葉を覚えていないんですが、今ここだけに出ているピンはねしているのですという、もう決定的な言葉とされる水川委員の言われたとおり、これは、非常に、もし私が、うちの会社、例えば何かあそこはピンはねしておるんですと言ったら、冗談にもそんなことは、適正な経費だとか、そういったものの扱いで、ピンはねという言葉は、非常に一般的に、俗用語で言われている、あるかもわからんけれども、それは、あるところで許される用語でもあるけれども、こういう信頼のあるものとか、そういったものにピンはねという言葉は不適切な表現であり、それは、誤解を招くし、相手を侮辱という用語に値するから、それをこの紙面で決めつけて出すということは、はっきり言って、これは適切ではないというのは、それは。

むしろしているのですという断定。それによって、今回、施設サービスさんは、このような紙面に書かれたことも、書いてどのような意図があるかということも、ある程度言いわけなのか、この会社が法人、100%東郷町の出資した会社での信頼とあるけれども、井俣議員の出した分に関するピンはねしているのですというのは、非常に捉え方によっては、本人は、どのような気分で書いたか、軽率な表現だというのが正直。

それが、このような施設サービスという一つの法人で、そこに対して、非常にいろんなものに対して反論を出された。私もそれについて、中からもいろいろ聞いてはいますが、ただ、直接議会報告、この表現を出された紙面に対する表現は、非常に不適切というのは、私個人としてもそれは思っています。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） ということは、今度は改めて、少し直接的、端的に確認をさせていただきたいんですけれども、政治倫理基準等違反行為だというふうに思われるというふうに判断して差し支えないですね。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤啓二委員。

○委員（加藤啓二君） 先ほど言われたとおり、委員長が招集をかけて、ここに今審査に諮っていくべきかというときに、皆さんの発言をずっと聞いた中で、先ほど、非常に複雑なと言われたけれども、確かに複雑な構成メンバーで、私は署名はしていませんが、私は、以前の政倫審のサインをしたときを含めると、非常に慎重に進めるべきだということを反省しておるものですから、ただ、今言ったように、これを今から進めていくあたりには、はっきり言って、今ここで、以前は言った、言わんという問題で、これは、はっきり言って、書面というものと、この2つ、それが出ているということで、これを一遍調査して内容の確認をとっていきたいということで、そこに、そうしたら、賛成に手をあげます。

それと、今、書面の中だけで判断をしていくというのは、非常に難しいことが今からはじまる、今後、この議事進行と一緒に、本人からのききとり、それから、本人の意向、それから、施設サービスさんからも一応来ていただいて、いつ、紙で書いただけ

なのか、どのようなものかというのを聞かないと、ちょっとそこまでは、今回の委員会の中でやっていくべき中の一つと、それは、注意して進めていって確認とるべき内容に入ったかなというのをちょっと正直思う。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 多分、その部分については同感というか、共通認識かなというふうに思っているところなんです。

というのは、書面は、当然これはお互いが今、俗に言う空中戦というか、書面で出したと、そして、書面で答えると、応じているというようなやりとりの中で、今これがついにこの組上に上がってしまっているという状況だと思うんですけども、少なくとも、あれ、出したものというのは、先ほどちょっと報道も話題に出ましたけれども、も含めて、一旦出ちゃうと、それはなかったのよということにはならないものですから、それがまさに今回問題というか、問題提起されちゃっているところだというふうに理解をしているところなんです。

ただ、残念ながら、出ちゃっているものというのは、その部分について、本人が、いや、これはねなんていう説明、全く付されていない状態でひとり歩きする。それが、私自身は、今回大いなる問題だと。

もちろん、だから、意見聴取というのは、ある部分必要だと思っているんですけども、これの真意は何という、そういう議論というのは、全くここでは必要ないと思っているんです。

なぜならば、受け手側は、客観性を持っていたんです。その中において、ピンはねという言葉というのは、ましてやここに書いてあるピンはねをしているのですという表現というのが、まさに政治倫理の基準に抵触するか否かという部分だと、それをここで私は判断をする、一定の判断をした上で、関係者の聴取をする必要があるのかなというふうに思っているんです。

その辺についてはいかがですか。というか、お二方なんですけれども。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤啓二委員。

○委員（加藤啓二君） 今、水川委員、私が先ほど言ったときに、この井俣議員ののですという決定ですが、例えば、これはあくまでも書体ですので、例えば、と思われるのですがとか、そういう表現ではなく、ですでの変換が間違っておるのか、自分の意図で出して、もしこれが、あっ、これはもう間違った記事ですよといって謝罪とか何とかをやっているなら別ですけども、一向にそれがちょっと今見られないということであるなら、これは、意図的に、今の時間まで訂正していないので、これは承知して出されているのではないかという、本人に聞かないとわからんですけども、直接謝罪に行っているかもわからないし、その辺がわからないものですから、そこも確認しないと。

今のところ、この紙面だけでは、ちょっとこれはまずいだらうという表現で、ちょっと意図的に、ちょっとボヤーっするんじゃないなくて、決めつけた用語で相手を傷つけるとうか、誤解を招くような内容にとられるということは、非常に、余り。よく、誰でも、書面を書くと、思わない内容であるが、ちょっと不適切かなというのは。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） もう1点、これはちょっと施設サービスさんが出されている書類のほうとの整合になるんですけれども、今度は、お二方に、逆に、私がお二方にというのも変なんですけれども、すみませんね、複雑な構造ということを前置きしているものですから、ちょっと御容赦ください。

我々としては、どうですかということをやっぱり公平性、あるいは客観性のためにお尋ねをしたいという思いがあるものですから、自由討議の進め方の中でこういう変な御質問かもしれませんけれども、御容赦ください。申しわけないです。

次、施設サービスの出された書類の中には、こういうことも書いてあるんです。事前にも事後にも当社に対して何らの事実確認もいただいておりませんと、私は、これも大きな第3条第1号の違反に抵触しているというふうに思っているんです。

これ変な話、さっきの話じゃないですけれども、うそを言っておるかもしれないですね。あるいは見解の相違がそこにはあるかもしれないんで、この部分については、絶対に当事者の話を一遍聞いてみないことには何とも言えないと思うんですけれども、仮に、その事実確認がなく、もし発信をしているということだとするならば、これは、政治倫理の基準に抵触するとお考えですか、それとも抵触しないとお考えですか。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） 今、水川委員の言われたことは、納得というか、わかります。本来なら事前、事後確認をきちんとして物を言わなきゃいけないのが当たり前のことで、でも、私も井俣議員じゃないので、きちんとしたことはわかりませんが、これだけのことを自分が断定するなら、何か根拠があって言っているんじゃないかと私はそのようにとれるので、それ以上のことは言えません。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤啓二委員。

○委員（加藤啓二君） 今、水川委員の言われた事前に承諾、事後のということは、はっきり言って、議員の出す議会報告に対して、例えばちょっと自主的な思いでいろんな中に事前にと行って、誰にと、これが本人が意図的に適正な言葉だと、不適切だと考えていない場合に、印刷物を今回発行した。これは事前に承諾を得ずに出した。

ただ、問題は、これを不適切だという内容が出てきたときに、その紙面に対してどう責任をとったとか、そこら辺の判断はまだされているか、されていないかのほうが、まだ、今言ったように、事後のこういう紙面を出して施設サービスさんのほうからクレームが来た、広告なんかでこういうふうに、町民及び従業員に対して非常に誤解を

招くような記事として捉えた内容を出されたら非常に困りますとか、誤解を招くと、それに関してどのような、書いたもの勝ちで好きなような、俺の勝手な表現だよと言っていうと、これはちょっとまずいだろうと。

ただ、事前にというと、これはやはりちょっと、事前にというと、ちょっと自分がそのときの考えの意図が、大げさに書いてもいいだろうという判断の中で出したけれども、これだけ反響とか、いろんな批判があったときには、これは、自分が反省すべき点なのか、それとも、事実としては違う、迷惑かけたとか、謝罪するとかいうものが出されたかどうかが今後のあれだと思うので、全部、事前、事後という内容は、事前はちょっとなかなか難しいかもしれない。でも、たしかあとの行動がちょっと責任を問われる行動ではないかなというのをちょっと。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 今、書いたもん勝ちという表現をいみじくもされましたけれども、私、まさにその言葉すごく大切に考えなきゃ、重く考えなきゃいけないかなと。

それは何かというと、政務活動費の制度が発足してから、多くの議員は、これはすごく喜ばしいというか、いいことだと思うんですけれども、前向きな話だと思うんですけれども、多くの議員が御自身の議会報告という、いわゆる紙面を発行するようになりました。我々としても相互にそれを目にする機会も増えてきたわけなんですけれども、その中で、当然ここにも、政治倫理条例に戻りますけれども、当然我々としては、品位と名誉を損なうようなことをやっちゃいけないくて、より一層襟を正してやっていくという前提の中においては、やっぱり、うっかりは人間ですからある、だけれども、そのうっかりではなく、そのうっかりですら、やっぱりできるだけ未然に防ぐという必要がある。

ところが、今回は、この記事一つを挙げなければいけないとは思うんですけれども、彼の発信文書においては、今までもいろいろな、いわゆる誤字誤植も含めて、それから、表現についても、実際にはどれぐらいのチェックをなされているのかというところがいささか気になる内容が散見されている。ある意味またかというようなことで、それこそ指摘を受けなければ、これについては、ある程度書いたもん勝ちじゃないかというような、そういう節も見てとれないとは言えない状況にあるというふうに思っているんです。

これは、当然、先ほど来出ていますけれども、本人に聞いてみないとわからないですし、少なくともそのことについて、どうしてそうなっているのかということやなにかも本人に聞くと、そういったところがつまびらかになるかもしれないですけれども、ただ、少なくともそのことにおいて、今現状、この状況においては、やっぱり政治倫理条例、政治倫理基準に対して抵触するというふうに、私自身は、その重い軽いはともかくとして、その部分についてはやっぱりしっかり襟を正すべきだというふうに思

うんですけれども、その部分について、ほかの方の見解、これは、我々も襟を正さなきゃいけないものなので、逆にほかの皆さんの見解もお尋ねをしたいんですけれども。

○委員長（若園ひでこ君） 箕浦克巳委員。

○委員（箕浦克巳君） 以前にもということであれなんですけれども、今の過去にもという話題がありました。これにつきましては、今回の前の時点でも、彼はそういう調査不足と思われる記事、もっと極端に言えば、数字的にも大きな乖離した数字の発行をなされた、それもあるところから指摘がないと、それは議員諸費もなかなかチェックできなくて、スルーしてしまうことがあります。

指摘があって、本人に指摘したところ、誤りを認め陳謝し、もうこういうことは二度とありませんという表現までされた、それが、今の、恐らく水川委員がおっしゃったようなことではないかと思うんですが、散見されます。

したがって、私に言わせれば、皆さんにも公開質問状の件も兼ねて、どうしたらいいかなということではおりましたけれども、ことここに至ってのあれは、被害をこうむったと思われる施設サービスT I Sが存在するということが、これは残念でならないことがより大きいかなと、このように思います。

○委員長（若園ひでこ君） ほかにございませんか。

加藤達雄委員。

○委員（加藤達雄君） この井俣議員の新聞を何回でも読ませてもらったんですけれども、やはり彼は、町政に対して非常によく勉強されて、鋭い指摘をされていると、この中にもそういうことが、要は、これは町政に対しての私は指摘だと思うんです。これは議員として当然だと思います。

それで、今回、この指摘の中に施設サービスさんという会社のことについて書いちゃったと、このことについて、私は、これは議員としてはある程度の一線があるかと思うんです。

私は、これは、今、何回でも条例を見ましても、これに抵触する部分がある。私はさっき指摘してきました。

ですから、私は、今回、この民間会社まで、100%でありますけれども、この民間会社に対しての従業員に及ぼす、シルバーさんもそうですけれども、従業員さんに及ぼす影響、非常に大きい。

私は、議員としては、これはちょっと行き過ぎた内容ではないかなということで、私は賛同したという、そういうことでございます。

○委員長（若園ひでこ君） 石橋直季委員。

○委員（石橋直季君） 今回の、井俣憲治議員が出されたこの報告に関して、公開質問状の件で、それも議長からそういった御意見を求められたという経緯があって、その意見を求められたということに関しては、一旦ここでは棚上げさせていただきますけれども

ども、その場で、井俣議員が発言されたこととして、この議会報告の表面の9月議会という記入、6月議会が正しかった。また、後方支援をという言葉、漢字間違い。変換ミスだったという、この2点に関しては間違いであったと、それ以外は基本的には見解の相違であったと発言されていて、また、同じ2月14日の全員協議会の場で、議事録のほうをひもとかせてもらおうと、一般質問の中で品のない言葉だったということで、これは、ピンはねという言葉に関して言われているんですけども、一般質問の中で品のない言葉だったということで、私の中では、自分自身では反省をしていましたけれどもと言った後に、私、この文章って出されていると思うんですよ。

全員協議会の場で、議長からもこういった話を受けて訂正した、次号で訂正するというふうな発言をされていたと思うんです。ただ、そういった行為が一向に見られなかったということ。

私は、先ほど新家委員への返答という形で早期に解決すべきものだという話をしたんですけども、本当にそれを反省するという、議員として反省をするということは、早期に手を打つべきものだと思っているんです。

私の早期というのは、2カ月、3カ月かかるようなものを早期と私の中では判断できないんです。できることなら、もう1週間ぐらいで出すような性質のものだと思っています。

それで不安に感じる方がいらっしゃるわけなので、私は、今、過去にもそういった経緯があったという話もありますし、今回の件に関しても、なかなか言葉と行為が相反しているのかなという思いはあるので、違反しているんじゃないかなと思っています。

以上です。

○委員長（若園ひでこ君） ほかに。

水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） これ、委員長、いかがでしょう。ちょっとこれも進め方についての私なりの意見、提言としてお受け取りいただければと思うんですけども、今、政治倫理基準等違反行為の存否についてということで、この双方の書面を見て、いろいろ我々としては、我々という言い方はいけない、余りよくないな、やっぱり、委員の中で、もうこの書面の中でも十分に違反の部分が存在しているというふうに認識をしている向きと、それから、一部では、やっぱり当事者の意見を一遍聞いてみないとなかなかその部分については、そもそもが適否について否の御判断をされている見解をお持ちの委員さんなので、その部分も含めてだと思えますけれども、そういうところもありますので、この存否については、ちょっともう少し後ろの部分は、結果的には、存在しているかと言ったら、多分、さっき啓二委員も存在しているでしょうという判断もあったと思うんですけども、それを今現在、ばんとそこで確定して断ずる

ということをしてもいいんですけれども、もしかなくことならば、関係者に聴取をして、その上で最終的に存否については判断をしてもいいのかなという感じも、私自身は持っています。

というのは、何度も申し上げているように、慎重に進める性質のものだと思いますし、ましてや賛同者が5人、そして、賛同者に名を連ねていない方がお二方というところで、そういう意味では、見え方としても、客観的に見ても、やっぱり丁寧に進めるということも必要かなと思いますので、少し、ここで改めて提案なんですけれども、関係者に調査に入っていく、つまり、存否の確定については、少し留保した状態で、関係者への調査ということに少し入れればと思うんですが、ついては、当然、井俣議員に、今すぐというわけには当然いかない、めちゃめちゃ乱暴な話ですし、しっかりとやっぱり一定の期日、ある程度常識的な期日を切って、彼には話を聞く。

一方では、先ほど石橋委員からも話があったように、私自身も、これ早期に決着をしていくべき。理由は何かというと、相手があることなんです。最終的にこれは何もなかった、つまり、先ほど新家委員がおっしゃったように、適否についてほとんどが否だと、あるいは、みんな否と決定すれば、これは別に、逆に内容も急ぐ必要もない、けれども、相手があって、この提案が出ているように、本当に一刻も早くこの不安定な状態を取り除くという観点でいえば、本当に一刻の猶予も許されない状態だと思いますので、きょう、例えばその一方の当事者である施設サービスさんに声がけをさせていただいて、ここで何らかの意見聴取ができる可能性があるとするならば、そういった進め方というのをとることを提言したいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（若園ひでこ君） 今、水川 淳委員のほうから……

○委員（水川 淳君） だめならごめんなさい。

○委員長（若園ひでこ君） いいですよ。今後の進め方について、先ほど私が述べましたように、（ア）、（イ）、（ウ）と順番に述べましたが、結局（イ）と（ウ）の部分を逆にして進めていくということで提案がありました。

○委員（水川 淳君） 残してくださいね。

○委員長（若園ひでこ君） もちろん。

そういった中で、関係者への調査ということで、できたら一方のほうの、井俣議員のほうにきょうのきょうでは、やっぱりちょっと不公平というか、ちょっと申しわけないというか、バランスが悪いということで、あれなんですけれども、もしできるなら、東郷町施設サービスのほうに、一方の相手である東郷町施設サービスのほうには連絡をとって、きょう来ていただけるなら、そうすることはどうですかという御意見が出ましたけれども、これについて皆さんの御意見を伺いたいと思います。

加藤達雄委員。

○委員（加藤達雄君） この審査会のスピードの話ですけれども、私は、石橋委員のおっしゃるとおり、これは急ぐべき性質のものであると思います。

それと、あと、今当事者がいないのに、我々がこの存否について、この紙面だけでは、ちょうど、とてもいかんというような御意見も、啓二委員からも、私もある程度同感と思います。

そういうことをあわせると、できるならば、この反論ですか、この新聞を出されたTISさんのこのことについて、私はもう一度御本人、当事者のお方から、来ていただければ、会のスピードが上がっていくんじゃないかなということで、私は賛同したいなと思います。

○委員長（若園ひでこ君） ほかに御意見はありませんか。

石橋直季委員。

○委員（石橋直季君） 私としても、早急に確認して、来ていただけるんだったら、ぜひ聞きたいなと思っています。

今までの議論で、私が調べたところだとか、私が施設サービスさんに個人的に聞いているものばかりで今議論がまだ進んでいると思うので、ぜひこういった公的にお願いしたいと思います。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） 私も今の水川委員の御配慮、すごくありがたく思います。よろしくをお願いします。

○委員長（若園ひでこ君） それでは、東郷町施設サービス株式会社に今から連絡して、この場に来て事情を聞きたいということについて、皆さん、これについて御異議のある方。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしということなので、まずここで休憩をとらせていただきたいと思います。これについてはいかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは、今から休憩を、11時5分まで休憩します。

[発言する者あり]

今から施設サービスさんのほうに連絡を事務局のほうからとっていただきますけれども、とり次第、結果がわかり次第再開とさせていただきますので、再開の声が聞こえる範囲内にいていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

午前10時47分休憩

午前11時02分再開

○委員長（若園ひでこ君） それでは、休憩前に引き続き会議を進めたいと思います。

今、こちらに施設サービスの方がお見えになっておりますが、お二人お見えになっております。事情をお聞きする前に、お二人からお聞きするのか、お一人からお聞きするのかを皆さんの御意見を伺いたいと思います。

では、御意見をどうぞ。

[「まだ紹介されていないから」と呼ぶ者あり]

紹介。だけれども、施設サービスとわかっているから。

[発言する者あり]

ごめんね。じゃ、どうぞ、自己紹介をお願いします。

- 東郷町施設サービス株式会社社長（小野田 実君） 東郷町施設サービス株式会社社長をしております小野田実でございます。よろしくをお願いします。
- 東郷町施設サービス株式会社顧問税理士（山内聖堂君） 施設サービスの顧問税理士をやっております税理士の山内と申します。
- 委員長（若園ひでこ君） お二人見えたんですけれども、お二人からの事情をお聞きすることでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしということなので、お二人から施設サービスの社長と施設サービスの顧問税理士の山内さんから事情をお伺いしたいと思います。

それでは……

- 委員（加藤達雄君） ちょっといいですか。
- 委員長（若園ひでこ君） はい。加藤達雄委員。
- 委員（加藤達雄君） このことについてですけれども、国会では弁護士の方は、耳打ちをされておるだけで、全ては代表者がお答えするということですので、今回、お二人でいいということよろしいですか。それは。
- 委員長（若園ひでこ君） 今、それは、皆さんに了解をいただきましたので。
- 委員（水川 淳君） はい、じゃ、改めまして。
- 委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。
- 委員（水川 淳君） 大変お忙しい中、御足労いただきましてありがとうございます。

私、東郷町議会9番、今、政治倫理審査会の委員を務めております水川と申します。

そういう意味では、非常に複雑な状況の中で、いろいろ状況確認のためにお尋ねをさせていただくことになると思いますけれども、いろいろな角度からまたお尋ねをさせていただきたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

まず、今般、この審査会が開催されるに至った部分において、私自身の見解としては、審査請求書がこの手元にあるんですけれども、その中において、井俣憲治議員が発信した議会報告という文書、その内容に対して、御社が、いわゆる見解を発信された3月24日に発行された文書をきっかけとして、今回こういう審査請求に至ったわけでござ

ございますけれども、まず、率直に、本当に率直に、要は井俣憲治議員の発信した文書に対しての見解、また、この書面を発信するに至った見解、お気持ちの部分をもまず冒頭お尋ねをさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（若園ひでこ君） 小野田社長。

○東郷町施設サービス株式会社社長（小野田 実君） 率直にという話をしますと、東郷町施設サービスは第三セクターでありまして、当然ながら町出資の会社でございます。

そういった中で、誠実にやってきたという思いもありまして、それが、私だけではなく、社員、スタッフ一同一生懸命やってきてまいりました。

そういった中で、今回のチラシの中で間違ったことがございました。その間違ったことが、こういった形で皆さんの目に触れられてということで、そういった会社と思われることが非常に問題であると、会社のこれからの発展、そしてまた社員、スタッフ一同のモチベーション、気持ちの部分、そして、この東郷町で働かせていただいている私たちが、間違ったことを発信され、それが真実というふうになったときに、社員、スタッフがづらい思いをし、また、そこで働こうという意欲が減る、そういうことが非常に心配ということがありまして、今回こういった形で、間違いですよと、違いますよということを発信させてもらったということでございます。

ここに至るに当たりましては、当然、私1人の判断ではなく、取締役の皆さん、副町長さん、それから、町商工会の会長さん、それから、JAの総括さん、それと、あと監査役もおりまして、そういう皆さんの総意でこれを出させていただいております。

そういった形で、しっかりと皆さんに発信し、正しいものは正しい、違うものは違うということをやっつけようということで、今回出させていただきました。

ちょっと長くなりましたけれども。

○委員（水川 淳君） いえ、ありがとうございます。

○委員（箕浦克巳君） 委員長、私も一ついいですか。

○委員長（若園ひでこ君） 箕浦克巳委員。

○委員（箕浦克巳君） 先ほど山内税理士さんというお話がありましたが、今の文書が出されるにつきまして、弁護士を含む法律の専門家にも確認いただきと書いてありますが、その向きできょうお越しいただいたということによろしいでしょうか。

○委員長（若園ひでこ君） 顧問税理士の山内さん。

○東郷町施設サービス株式会社顧問税理士（山内聖堂君） 私は、この出した文書に対する、結局弁護士を頼むというときは、リスクがないかということ会社としては考えてこういった文書を出すんですよ。僕、そもそもここに呼ばれた理由になっているかどうかわからないですけども、こちらは、文書を出す前に、僕一町民なので、一町民として、こういった文書を出すことに関してどうですかという問い合わせを、僕が井俣議員に電話をしまして、1時間半ぐらいお話をさせていただきました。

だから、僕の感覚としては、施設サービスは、ちゃんと弁護士に相談をして、こういった文書を出そうと思うけれども、リスクはないかと、それは感覚としては当たり前の感覚なんです。

井俣さんは、そういう感覚が本当にあったんですかとお電話をしたんです。じゃ、この書いた内容をちゃんと裏というか、問題になっている言葉がありますけれども、それを証明するだけの裏をとってこの文書を書いたんですかというお電話をしました。

証拠はない。証拠というか、細かい数字を見て積み上げないと、こういった文書を書けないものですから、じゃ、実際そういったものがあるのかといたら、もちろんないですよ。それなのに、こういった文書を書くのは、僕はちょっといかなものかなと思ったので、お電話させていただいたという経緯があります。

○委員長（若園ひでこ君） 小野田社長。

○東郷町施設サービス株式会社社長（小野田 実君） 法的な話というところで、当然、顧問弁護士のほうをしっかりとお願いしまして、これが問題なんじゃないかと、そして、こういうふうにお出しすることについて、相手に迷惑をかけないかということも含めながら、誹謗中傷ということでしっかり御指導いただきまして、発信させていただいております。

○委員長（若園ひでこ君） 箕浦克巳委員。

○委員（箕浦克巳君） あらためまして、先生、そのように電話されたときの、何か井俣議員の反応というんでしょうか、何か、それは御記憶ですか。

○東郷町施設サービス株式会社顧問税理士（山内聖堂君） ありますよ、もちろん。

○委員長（若園ひでこ君） 顧問税理士の山内さん。

○東郷町施設サービス株式会社顧問税理士（山内聖堂君） 僕が問題としたのは、どっちかという、施設サービスの中で働いている方がこれを見てどう思うかということですよ。そこまで考えてこの文書を出したんですかという話をしたら、ちょっと論点が、井俣さんが言いたい論点が、実はずれていて、本当に言いたいことは、草刈り事業を施設サービスがとっていることだという話をされたんですよ。

じゃ、今回書いたような言葉は使わなくてもいいですよという話をしました。そこで、最後に、折り合ったのは、井俣さんが、次にこの議会報告を出すときに、そのような誤解を招くような文言を使ってしまったという一文を書きますということをおっしゃったので、じゃ、それを見させてもらって評価させてもらいますと、最後お話は終わっています。

○委員長（若園ひでこ君） 箕浦克巳委員。

○委員（箕浦克巳君） すみません。御苦勞さまでしたね。それは、まだ私たちも訂正というんでしょうか、そういうものは目に触れていませんから、山内先生も触れていませんね。

- 東郷町施設サービス株式会社顧問税理士（山内聖堂君） 触れていないですね。
- 委員（箕浦克巳君） どうするかという事後の連絡も特にないと。
- 東郷町施設サービス株式会社顧問税理士（山内聖堂君） 特にないですね。僕は期待していなかったのです。
- 委員長（若園ひでこ君） ちょっとごめんなさい。御指定をさせていただきますので、指定させていただいてからよろしくお願いします。一つ一つきちんと記録に残していきたいのです。

〔「議事録の関係がありますので」と呼ぶ者あり〕

すみません。

もう一度、今の箕浦克巳委員の質問に対して、顧問税理士の山内さん、お答えください。

- 東郷町施設サービス株式会社顧問税理士（山内聖堂君） 僕の場合としては、書いてくれればそれでいいと思っているんですけども、そこで、じゃ、実際、次に議会報告が出たときに書いていなかったら、もう一回お電話しようと思っています。
- 委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。
- 委員（水川 淳君） ちょっと具体的な話で申しわけないですけども、これもその後に、さっきの裏という言葉、我々が裏をとるといっても嫌らしい話なんですけれども、一応その裏づけをちょっと担保したいという思いがありますものですから、ちょっとお尋ねなんですけれども、差し支えなければ結構なんですけれども、顧問弁護士さんというのは、どちらの先生でいらっしゃいますか。
- 東郷町施設サービス株式会社社長（小野田 実君） すみません。ちょっと、今、名前が出てこないんですけども。
- 委員（水川 淳君） じゃ、結構です。御社の顧問契約をされている弁護士先生のほうで確認をされたということですね。
- 委員長（若園ひでこ君） ちょっと待ってください。質問はそれでいいですね。
- 委員（水川 淳君） ごめんなさい。はい。
- 委員長（若園ひでこ君） 小野田社長。
- 東郷町施設サービス株式会社社長（小野田 実君） 正確に伝えますと、顧問弁護士、今回、こういったことがございまして、いろんなことをこれからは、そういった法律的なことを考えて進めなければいけないということで、今回改めて顧問弁護士さんをお願いしました。
- 委員（水川 淳君） ありがとうございます。結構です。
- 委員長（若園ひでこ君） 加藤宏明委員。
- 委員（加藤宏明君） まず、もとからですけども、まず、井俣議員がこの文書を出す場合に、施設サービスさんに承諾ないし、そういうのは全くなかったというふうな意

見でよろしいか。そこをまず確認したいんですけども、相談なり、こんなようなことを書くからとか、こういう文書を出すからとか、そこをまず確認したいんですが、お願いします。

○委員長（若園ひでこ君） 小野田社長。

○東郷町施設サービス株式会社社長（小野田 実君） 一度もそういった相談、問い合わせはありませんでした。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 私たちが今できるのはどうか、私が今できるのが、会社にお勤めの、私も知人がおりますものですから、社員の皆さん方がどうお感じになっているのか、どうお感じになったのかということに思いをはせるんですけども、社内での声としては、どういう声があったのか、変な話、そのとおりだよ、うちの会社ピンはねしているよねなんていうことは、よもやないはずなんだと思っているんですというか、当たり前の話だと思うんです。

この文章、私自身は、非常にセンセーショナルに正直に受け取った一人なんです。当然同じ議員ですし、そういう中で、会社の社員の皆さん方というのは、どういうふうに受け取ったのか、そういった、何かヒアリング聴取されたものがあればお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（若園ひでこ君） 小野田社長。

○東郷町施設サービス株式会社社長（小野田 実君） 社員からは、そのピンはねについて、不安であるとか、こんなことがあって大丈夫なのという不安の声は多く上がりました。

しかし、ピンはねという言葉については、多分ひどい言葉だということは皆さん認識しているんですが、果たして会社の中でそういう状況なのかどうかという、経営の状況まで全て皆さんが御理解しているわけではないものですから、これについては、そんなことないねというふうには思っていないでいただいているんですけども、確実にそうだという話ではない、そういうことがありまして、実は、2月7日に、社内向けに、皆さんにしっかりとした情報をお伝えしようということで作成し、社員、スタッフの皆さんにこれをお配りしているものがあります。その中で明確にあったこと、そして、違うということを社員、スタッフに伝えました。

そのときに、冊子に何かおかしいなと思ったりだとか、えっと思うようなことがあればぜひ言ってくださいという形で最終締めくくらせていただいたんですが、特にそういうえっという言葉もなく、だねということで皆さん終わっているものですから、そんな状況です。

できれば、配った情報、お渡ししたいんですけども……。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

- 委員（水川 淳君） ぜひいただきたいと思いますので、書類の受理を求めます。
- 委員長（若園ひでこ君） じゃ、すみません。書類の受理を認めます。
- 委員（水川 淳君） で、改めてすみません。
- 委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。
- 委員（水川 淳君） さらに具体的な話としてですけれども、私自身は、例えば、今間違っただということは何度も強調されています。間違っただことがあるということを経験しておられるので、私自身は、ちょっと長くなって申しわけないんですけれども、正直、このセンセーショナルな文章だということ、表現だということ、正直言って感じた一人だということ、今申し述べさせていただいたんですけれども、さはさりながら、議員というのは、私も含めてですけれども、その発信には、その発言には責任を負う、その責任の範囲内においては、広く、言うなれば発信をすることが認められているのか、そういう仕事であるという職業柄というか、仕事柄です。そういう部分もあって、当然私も会報誌を発行したり、発信したりするケースもあるんですが、その中で、当然その内容に問題があれば、その責めを負うのは本人であると、そういう見解を持っておりました。今も実は持っておるんですけれども。

そうなってくると、その当事者である今回施設サービスさんにおいては、私、ある意味拳を振り上げるのかなという印象を持っていたんです。要は、間違っただことが書いてあるということ。

当然、その間違っただことが書いてあることによって、いくばくかの逸失、損害が発生する、したがって、そのことに対する法的措置もあり得たんじゃないかと思っているんですが、その、いわゆる法的な手続、法的な措置に出られなかったのは、何か理由があるんですか。

- 委員長（若園ひでこ君） 小野田社長。
- 東郷町施設サービス株式会社社長（小野田 実君） 法的措置といいますか、弁護士と当然相談しながら進めておりました、リスクの分も含めて相談させていただきました。

自分が思う部分では、先ほどのリスクの話ですよね。それで、一番大事なのは、東郷町のためにこの会社をしっかりとした会社に育て、そして、東郷町の福祉の向上を図るものがこの会社の目的である、そこをまず大前提で考えております。

そのときに当たって、果たして拳を上げて戦うことが東郷町の町民のためになるのかということも踏まえて判断をさせていただきました。今回においては、訴えるということは慎もうというふうに思っております。

気持ちの部分で言えば、それなりの気持ちもあります。今後の展開としまして、実は、平成29年度、指定管理の公募の時期になります。前回から公募という形で会社も一企業という形で出させていただいております。こういったことで、例えばこういうこと、こんな会社なのかということの話が広まりまして、それによって施設サービスの価値

が下がること、地域密着じゃないだろうと、地域のことをみだすような会社だなんていう形でとられた場合に、指定管理に何らかの評価の影響があります。

自分たちの一番大事なものは地域密着で、長い歴史のある会社であることが多分評価の重要なポイントになっていると考えておまして、その重要なポイントを崩されるということになれば、このことにおいて、そのときにもしとれなければ、当然ながら訴えたいという気持ちは十分あります。

その目的は何かといいますと、私たち従業員、125名の方が今うちの中で、社員、契約、パートということで働いていただいております。本当に多くの町民の方が働いていただいております。そういった方の生活があります。そういったことで、もし壊された場合には、自分というよりも、社員を守るために、少しでもお金をいただいて、それを少しの期間、皆さんがもう一度就職につくまでの期間であるとかをしつかりとすることをしたいと、そういう思いでは訴えたいという気持ちは十分あります。

以上でございます。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） お気持ちがすごく伝わりましたというか、やはりという思いです。私が正直言って、今社長のおっしゃった話と、感情の部分では非常に共通の部分があって、ただ、今、ぐっところえられているのがリスクというふうにおっしゃいました。

いろいろな社長としての責任とその判断が従業員、それから、今現在持っていらっしゃるクライアントさん、つまり取引先さん等に影響が出てはいけないというような、そういう部分かなというふうに受け取らせていただいているんですけども、具体的に、これも記録に残りますので、できれば御社としてリスクとして考えられた部分について、差し支えない範囲で一例等を御紹介いただくとよりわかりやすいかなと思いますので、お示しをいただければと思います。

○委員長（若園ひでこ君） 小野田社長。

○東郷町施設サービス株式会社社長（小野田 実君） 今、一番大きなリスクとしては、それが果たしてそうかということは、すみません、確認できていないんですが、実は、このチラシが出た、井俣さんの出された直後、実は、トレーニングジムの利用人数が少し減ったという状況がありました。

それが皆さんにお聞きして、この影響だということは確認はしていないんですが、すみません、感覚的な話をするとそういうのがあったのかなというふうに思っております。

それ以外にどうかというと、やっぱり社員、スタッフの不安であるというところで、一生懸命働きたいという士気がどうなるのかなという不安も実はありました。

多分、一番心配なのは、本当に指定管理いただかないと、うちの会社というのは成り立たない会社でもありまして、こういうことで評価が下がり、とれなかったときの不

安というのがやっぱり一番大きいのではないかと考えています。それが一番大きくなり
スクではないかと考えております。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） ありがとうございます。

私としては、ちょっと、最後というか、一応最後の質問にさせていただきいただき
いんですけれども、これ実は、全員協議会の中でも、この文書というか、井侯議員の
発行したこの書面については、議題となったというか、話題となって持ち上がった機
会があります。

それ以外にも、今、私は副議長職を預かっているものですから、議長と同席のもとで、
この件について少し意見を交わす機会があったんですけれども、その際に、私が伺っ
たというか、耳にした内容について、要するに、この言葉という意味ではないんで、
誤解を、ちょっと委員の皆さんも誤解なさらずに聞いていただきたいんですけれども、
非常に強くというか、多用される言葉の中で、見解の相違という言葉があるんです。
議員の中から出る言葉として。

その見解の相違という、彼のその御見解というか、そういう部分に何か思いというか、
ストレートに言うならば、反論されるような部分があったら、この文書ではもう十分
に反論されているというか、反論されていると思うんですけれども、不十分だと思わ
れるところがあつたら、ありてにこの場でお聞かせいただければと思っています。

なぜそのことを今投げさせていただいたかという、これは同様に、一方で、私たち
は、井侯議員からも同じような内容を同様に御確認させていただきまして、御自身
の見解をお尋ねする機会が今後ありますので、そこの部分との整合をとるためにとい
う意味合いでちょっとお尋ねをしたいんですけれども、見解の相違という彼の発言、彼
の見解に対しての何か思うところがあればお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（若園ひでこ君） 小野田社長。

○東郷町施設サービス株式会社社長（小野田 実君） 見解とか、それぞれ議員さんが、
それぞれどんな施策をとられたりとか、方向性の話については、それぞれの議員さん
の思いでいいと思います。

しかし、今回においては、思いの中で、例えば過去に今これだけ過去の資料、出され
た資料を持ってきているんですけれども、ここに付箋がついているのが、今近々のも
ので、会社のことについていろんな御意見をいただいたものなんですけれども、その
中では、例えばNPO化をしたほうがいいであるとか、社員はいいけれども、取締役
はだめだと、そんなことも書いてあるんで、それは、そういう思いだと思っています。

それぞれの議員さん、それぞれの方が政策についての思いであるとか、会社をどう進
めたいという思いの部分であると思います。それについては、真摯に受けとめて、そ
うじゃないというふうに、頑張ろうと思うのが私たちの役割だと思うんですが、今回

においては、間違いというふうに私は捉えています。

そういうことで、今回はしっかりとした対応をさせていただいたというふうに捉えていただきたいと思います。

その間違いであるという部分が、先ほどお配りした社員に向けたものにしっかり書かせていただいていると思っております。例えばめくっていただく最初の部分で、草刈りの部門がないという話があり、しっかりうちは部門を持っております。これは、施設管理の中で草刈り、剪定業務、必要な重要な部署でありまして、そういった部署があります。それがいないというような表現をされております。

また、次のページにいきますと、地元企業の仕事を上げているというような表現がされておりますが、実は、あともう一つ下に町長なり、副町長なりが何かの関与をしているんじゃないかというような表現がされておりますが、これは、感覚的な話かもしれないんですが、その部分で、しっかりと違うよと言いたいところは、ここ3年間で、実は、仕事をいただいたのは190万ほどの仕事を入札で実は草刈り関係はいただきましたことはありますということで、このような表現をされたことで、癒着なのか、楽に仕事をさせてもらっているかという表現になるのかなというふうには感じております。

しかしながら、自分たちは、適正金額で、適正な額でやっていこうというふうな思いでやってまいりまして、それでとれたのが1件という、3年で1件しかとれていないという状況、それが、果たしてこういった、何か上手にやって、楽して仕事をもらっているんじゃないかという表現になるのかは、どうかと思います。

続きまして、次のページで、シルバーさんを使っていると人件費が安くできて、うまくやれるんじゃないかという表現がされております。これに関しては、わかるんですが、一般職人さんだと、大体1万9,100円ぐらいが相場であるということになっているんですけども、ただ、それをシルバーさんだと大体七、八千円で1日雇えるということで、それを単純に比較すればそのとおりのかもしれないんですけども、実は、シルバーさんというのは、3人で1人ぐらいの役割の仕事をしませうというのがシルバーさんの考えなんです。

そうすると、大体1人で一般の方がやるのも3人はかかるよという形でうちとしてはお願いをしております。ということで3倍の費用がかかるというふうに見ていただきたいと思います。

そうするとき、7,000円とすると2万1,000円1回当たりかかりますよと、だから、1人、1人ではなく、3人で1人の仕事をしていただいているというふうに捉えていただきたい。

それを、あたかも1人で1人と、同じような表現をされていて、それは違いますということの説明をさせていただいております。

また、実は、それ以外にも、当然ながら、機械も我が社の機械を使っただいて、やっていただいたりとか、当然、行政の仕事をいただければ、写真をとったり、報告書をしっかりつくったりという仕事も入って、それを含めて町内の事業者さんもやられると思うんですが、シルバーさんにそれを全部投げてやってもらっているわけじゃなくて、そういった管理は全て私たちがやっております、そういったことを含めたことに、果たして、彼が主張する安く抑えて、入札に参加してとっているんだというのは間違っていると思っております。

あと、最終ページになるんですけども、シルバーさんが丁寧な仕事をしていただいているということで、指定管理をしてもいいんじゃないかというようなニュアンスのことを書かれているんですけども、これに関しては、指定管理というものは、清掃、それと草刈りだけではなく、今後は、施設の維持管理、それから、窓口業務、それ以上に自主事業であるとか、いろんなサービスの向上を図る中で、その施設をよりよくするというのが指定管理の役割だと思っております。

この表現ですと、草刈りと清掃のみが指定管理の業務であって、それをシルバーさんにやればいいんじゃないかというような表現をされていますけれども、とてもそれはできないことだと思うので、それをもって間違いだというふうに思っております。

そういったことをこれにまとめさせていただいております、そういったことを思い、間違いであるというふうにお返しをさせていただいたということでございます。

○委員（水川 淳君） ありがとうございます。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤啓二委員。

○委員（加藤啓二君） ちょっと確認を再度伺わせていただくんですが、先ほど事前に連絡はなく、それから、税理士さんの方ですか、社長に今確認をとりたいんですが、井俣議員にこのような措置、このような書面を出して、施設サービスはそうではないよという意思表示はされているわけですが、井俣議員に直接電話をして、ちょっと記事に対して謝罪とか、連絡はとられてはいるんですか。

先ほど個人的にと言われたもので、ちょっと個人的になると、きょう、会社の件でちょっとお聞きしたいので、そのような連絡をとって、井俣議員から直接反論とか、そうじゃないということを連絡とられたとか、謝罪を求めるといのは、それはされたかどうか、ちょっとお聞きしたいんです。

○委員長（若園ひでこ君） 小野田社長。

○東郷町施設サービス株式会社社長（小野田 実君） そういうことはしておりません。謝罪を求めたりとかはしておりません。連絡もとっていません。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤啓二委員。

○委員（加藤啓二君） ということは、社内の中でも、やはりそれだけの井俣議員のこれだけの 信頼と、それから、この文章による、それが会社の姿勢ということで、

直接反論、反論ということはない、これはちょっと間違った記事で、ちょっと違うじゃないかとか、これに対して違うから一遍来て話を、そういうことは一切やっていないということですか。会社としては。

○委員長（若園ひでこ君） 小野田社長。

○東郷町施設サービス株式会社社長（小野田 実君） 直接連絡はとっておりません。こういった文書の形での訂正というか、正しいものをお伝えする形でやっております。

○委員長（若園ひでこ君） 石橋直季委員。

○委員（石橋直季君） 失礼を承知で質問させていただくんですけども、今の加藤啓二委員からの話でちょっとつながるかなと思うんですが、事前、事後に確認は、井俣議員からはなかったと、調査等もなかったと。これは議事録に載せたいから何うんですけども、仮に井俣議員が聞きに来られて、門前払いするとか、そういったことはないですよ。もちろん。

○委員長（若園ひでこ君） 小野田社長。

○東郷町施設サービス株式会社社長（小野田 実君） 当然ながら、そのようなことは、いろんな議員さんお見えになりますが、終始全ての議員さんにお答えしているつもりであります。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤達雄委員。

○委員（加藤達雄君） この質問はどうかと思うんですけども、この議会報告を読ませていただきますと、シルバー人材さんは非常によくやっているということがずっと各所に書かれております。そして、施設サービスさんがどうのこうのというような内容の文章になっています。

それで、御社とシルバーさんとの関係、関係というと、ほかにもこういうような関係の会社があるよとか、そういうことについてちょっとお伺いしたいんですけども、シルバーさんだけですか。

○委員長（若園ひでこ君） 小野田社長。

○東郷町施設サービス株式会社社長（小野田 実君） そういう高齢者の方でもできる作業ということで、実はお願いしております。

なぜ、こういう経緯になったかということも、少しここに書かれているんですが、私じゃない前の前の社長、加藤統社長のときに、東郷町施設サービスの業務の中で当然シルバーさんとバッティングするとか、同じような仕事があるだろうと、そういったことをいかにうまくまとめて、東郷町が発展するかということをお考えになられておまして、当時、シルバーの会長と当社の社長と兼ねていただいております。

そのときに、もともとは、いこまい館の指定管理業務については、清掃については独自でやっておりました。内勢という形でやっておまして、それを何らかの形で協同しようということで、計画を立てまして、65歳を超えた方はシルバーさんに適すると

ということなので、会社は65歳定年を設けていると、その一つの区切りをつくりまして、65歳になった場合には、シルバーさんに出向いていただいて、そこから、シルバーさんの中でぜひうちで働いてくださいという仕組みを実は構築しました。

それがシルバーさんとの関係性の経緯でありまして、それでともに発展をしようということでもさせていただいたのがシルバーさんとの関係です。

そういう意味で、正直、先ほどピンはねという言葉というのは、非常に私たちはつらい言葉でありまして、尊敬する前々社長がそのために頑張られたと、亡くなられてしまったんですが、そういったものはしっかり引き継ぎましてやってきたつもりでありまして、それについては、本当につらい言葉であるというふうに思っております。

ちょっとお答えになっているかどうか、ごめんなさい。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤達雄委員。

○委員（加藤達雄君） 実は、私はもう70をちょっと超えております。それで、きょう冒頭の中でも、そのお話をさせていただいたんですけれども、私の友達、シルバーさんでいろいろ活躍をされております。

それで、具体例を挙げるなら、愛知県グラウンド公園の清掃、植栽の管理、グラウンドの管理をやられているんですけれども、やはりその施設サービスさんでいろいろ覚えられた。それですから、シルバーさんになっても、本当に、あそこのどこに草が生えている、どこに木があるということも、ここにしっかりたたき込んでいるという、そういう方が、今回これを見て、何か仕事のことについて、一生懸命やっておるのに、こういうような評価しかされておらんということについて、私のほうに訴えがあったということで、私は、確かに、そういう清掃管理をやろうと思うと、どこにどういふ木があって、今だと、例えばクスノキだとドングリだと葉っぱが落ちるでここを掃かないかとか、ススキがある、例えば変なケイソウか、ああいうのが生えていたら絶対にいかんとか、そういう、非常に技術を持っている方がシルバーさんに入っている、それで、こういうふうに井俣さん書かれたんですけれども、私は、作業をされる方にとっては全く関係ない話で、こういうことを、私は、そういう一生懸命やっている方にそういう寂しい思いをさせたということについて、私は問題があるなど、そういうような、私がこんなことを言っちゃいかんですけれども、そういうような思いで今お話をさせていただきました。

○委員長（若園ひでこ君） 以上でいいですか。

○委員（加藤達雄君） はい。

○委員長（若園ひでこ君） ほかに。

石橋直季委員。

○委員（石橋直季君） 先ほど資料でいただいた社内向けに配られたものに、先ほどお話しさせていただいたんですが、山内先生のほうが電話抗議したときにも誤解を招く表現につ

いてはおわびして訂正すると返答されたところに記載はあるんですけども、議会のほうで、それは公開質問状に対してのという話を受けて、全員協議会を開いたのが2月14日で、この文書が2月7日付になっていますけれども、2月14日の時点で発言されたこととしては、一般質問の場、一般質問は12月ですけども、一般質問の場ではちょっと不適切な発言だったかと思って反省したというふうに発言されていて、その後、反省された後にピンはねしているという文章を出されていると、私の中ではそういう印象を持っているんですけども、その全員協議会、2月14日の時点では、特に文書記載の部分は、見解の相違ということで、ピンはねという言葉、ワードに関しては、特に訂正の話とかはなかったんですけども、ここで言われている誤解を招く、きょういただいた2月7日付のものでの誤解を招く表現というのは、ピンはねという表現なんでしょうか。

○委員長（若園ひでこ君） 顧問税理士、山内さん。

○東郷町施設サービス株式会社顧問税理士（山内聖堂君） そうですね。一番大きいところはピンはねという言葉でいいと思います。何をもってピンはねと言ったのかということですよ。

先ほどから解釈の違いとおっしゃいましたね。というワードが出ているんですけども、これは解釈の問題ではないです。本当に公人としての資質の問題だと僕は思っています。

○委員長（若園ひでこ君） 石橋直季委員。

○委員（石橋直季君） ということは、2月7日におわびして訂正すると言われていて、私としては、その意思が全員協議会の場で、その後に行われた14日の場でちょっと見られなかったんですけども、これは訂正するというのを、それは個人的かもしれないですけども、こういった文章を会社でも出されているので、会社の案件でもあると思うんです。訂正するというのは確実に言われたということでしょうか。

○委員長（若園ひでこ君） 顧問税理士の山内さん。

○東郷町施設サービス株式会社顧問税理士（山内聖堂君） どういう内容にするというかは、具体的はおっしゃらなかったんですけども、そこまでの話の流れで、一定のものを出すだろうという感覚は受けました。

○委員長（若園ひでこ君） 石橋直季委員。

○委員（石橋直季君） つまり、電話をしている山内さん個人に、電話内で、すみません、おわびして訂正しますという話ではなくて、何らかのアクションを事後に起こすというような意味合いの会話だったということによろしいですか。

○委員長（若園ひでこ君） 顧問税理士の山内さん。

○東郷町施設サービス株式会社顧問税理士（山内聖堂君） 今回、私が受けた、ちょっと大分前の話で、こういうことになると思っていなかったんで、しっかり記憶はしてい

ないんですけれども、そのときの私の解釈としては、次回、この議会報告を出すときに、私、町民として電話しているという話をしたので、町民の方からこういう御指摘があって、それについては、一部間違っているというか、そういう御指摘があったというか、そういった記述は必ず書きますみたいな流れだったと記憶しています。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤宏明委員。

○委員（加藤宏明君） 皆さんの意見を聞いたり、一番問題なのは、本当に一企業さんに承諾も何も、事前の話もなく、こういうことを進められたことに、同僚の議員として本当に大変申しわけなく思いますし、T I Sさんにも本当に申しわけなく思うんですが、もう少し、やっぱり、もっと早くこういうのを立ち上げて討論していかないかんとは思いますが、いわゆるT I Sさんとして、今回の問題が出たことに対して、東郷町の議会なり、議員に対して、何か意見か何かがあれば言っていただければと思いますが、何かありますでしょうかという質問です。

○委員長（若園ひでこ君） 小野田社長でよろしいですか。

小野田社長。

○東郷町施設サービス株式会社社長（小野田 実君） いろんな思いであるとか、施策のことについては、当然のことながら議員の皆様方が考えられて、進められることだと思っております。

私がショウサイしたいのは、正しい情報をぜひお出しいただきたいと。間違いではなく、正しい情報をぜひ、それも確認の上やっていただきたいと。

私たちが間違っていれば、それは間違っていれば当然ながら謝罪をしたいと思いき、また、その方針についていい方針をいただければ、それはさらなる 議論をさせていただいて、よりいい方向に持っていきたいと思っております。

そういうことで、思いとか方針とか、政治的な流れというのはぜひお聞かせいただきたいと思いますが、私が主張したいのは、誤りであるとか、違ったことの発信については、ぜひ内容を確認し、その上で御発信いただきたいと思っております。

それにおいて、誤解を招かれて、こんな会社だというふうになることは、非常にづらいことでございます。

○委員長（若園ひでこ君） よろしいですか。

○委員（加藤啓二君） 大変申しわけございませんでした。一個人としてそう思います。ありがとうございます。

○委員長（若園ひでこ君） ほかに。あと新家委員はいかがですか。

新家光江委員。

○委員（新家光江君） 今、社長さんのおっしゃることはごもっともなことで、私、自分もそういう議会だよりを出すに当たって、本当に心してやらなきゃいけないという思いで聞かせていただいております。

私たち議員は、本当に皆様に迷惑をかけるような言葉とかは、迷惑というか、ちょっと今回のように多くの方に御迷惑かけるようなことは、慎重に、なおかつ数字とかなんかが出てくる場合は、本当に事前の確認は大事だということは、改めて勉強させていただきました。

○委員長（若園ひでこ君） 以上でよろしいですか。

ほかにはございませんか。特に。よろしいですか。

じゃ、出尽くしたようなので、これで事情聴取を終わりたいと思います。ありがとうございました。

[「休憩とるのか」と呼ぶ者あり]

休憩はとらない。

[「これ させてください」と呼ぶ者あり]

[「当然費用弁償は発生……」と呼ぶ者あり]

[「しない」と呼ぶ者あり]

すみません。いいですか。

一応、今、今後の進め方について、(ウ)の関係者への調査というところまで進みましたけれども、あと(エ)に進むにしても、被請求議員への個別事情聴取というのは、ちょっときょうでは、やはり無理だと思いますので……

[「いや、確認とってからで」と呼ぶ者あり]

確認て、本人にね。そうか。

[「昼からくるって」と呼ぶ者あり]

という御意見が出ましたけれども、じゃ、皆さんに御意見、これについて皆さんに御意見をお伺いしたいと思います。

水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） まず、この(エ)に行く前に、今の話を踏まえて少し自由討議の時間をいただきたいなとお願いでございます。

我々の中でも、あくまでも関係者から事情を伺ったということでとどまっているんで、それを踏まえて我々がどういう所感とどういうことを意見交換、意見を共有しておくべき必要があるのかというところも、ちょっと整理をしたいという思いもありますので、自由討議の時間をちょっと求めたいと思います。

それから、次に、(エ)の個別の事情聴取という話でございますけれども、これも、ちょっと空気感的に、きょうのきょうは厳しいんじゃないかというような空気感のもとより、前回の休憩の中でもありましたので、委員長の御配慮でそういう御意見出ましたけれども、今、事務局のほうで携帯電話等に連絡をしていただいて、一定の時間で、当該議員からの反論はなかった、あるいは、きょうは無理だというような回答があれば、後日、また常識的に妥当だと思われる時間を区切って、委員長のほうで対応

いただければと思うんですけども。

- 委員長（若園ひでこ君） わかりました。今、水川 淳委員より、自由討議の提案と、それから、被請求議員への個別事情のコンタクト、きょうはいかがかというようなことのコンタクトをまずはとってはいかがかということなんですけれども、この2つについて、御異議のある方、いらっしゃいますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしということなので、では、まず、自由討議を進めたいと思いますが、個別の連絡は並行してやってもらって。

〔「同時に事務局のほうから」と呼ぶ者あり〕

いいですかね。

- 委員（加藤啓二君） まず、こういうふうに開かれて、こういうことで時間をとっていただいて、もし都合がよければこの委員会、早急という言葉を使ったなら、早期な対処で進めていきたいですと確認をとったら。
- 議会事務局長（浅井正美君） 委員長。
- 委員長（若園ひでこ君） はい。
- 議会事務局長（浅井正美君） きょうのことだけ言うだけでよろしいですか。
- 委員長（若園ひでこ君） まず。
- 議会事務局長（浅井正美君） 要は、きょうが無理ならいつとか、そういう話は。
- 委員（加藤啓二君） そこまで決めないとね。
- 委員長（若園ひでこ君） そうですね。

水川 淳委員。

- 委員（水川 淳君） もし、本日、都合が悪い、私は何となく感覚的には日程調整を再度していただいたほうが、多分当事者としても都合がいいと思ったんで、きょうというのはちょっと現実的じゃないかなという認識を持っているんですけども、都合のいい日程であれば、例えば21日、来週の金曜日なんかは、全体会議等で必ず全議員が出席をする時間がありますので、この日に、いわゆる被請求議員に対しての事情聴取の時間を設けるといようなことを前提としておいたらいかがでしょうか。
- 委員長（若園ひでこ君） 今、水川 淳委員から、21日は全体会議もあるということで提案がありましたけれども、これに関して御意見は。

加藤啓二委員。

- 委員（加藤啓二君） きょうは13日ですけども、21日というと1週間、緊急、急ぐということで進めていくなれば、ここの委員会も限られた時間の委員会ですので、要するに今期中ということは。

そうすると、やはり、21日まであくのか、その間にちょっとやれるところ、本人の話をもまず聞かないことには、これは進めていけないことになるものだから、ちょっとそ

こで、せめてきょうじゃなくても、21日に進めて、ちょっとそれだけ特別の委員会だからとは思いますが。私の意見としては。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 私、なぜ21日を提案したかという、絶対いるからですわ。それ以外の日程だと、今度、我々がまず日程調整をする前提で、結局聞いたところを、いやその日はということになってしまったりすると、ある意味、優先度は高めていただきたいという要望として、私も含めてですけれども、ありますけれども、ただ、そういったことで、負担が少ないという意味でいうと、21日が一番間違いないなど。絶対に開催ができる日になるものですから、そういう意味で21日かなというふうにちょっと提案をさせていただいたところなので、もし、それよりも早いほうがいいということであれば、それは望むところなので……

○委員（加藤啓二君） それは私の意見として。

○委員（水川 淳君） その辺は、私は全然異論の余地はないですが、調整が難しいかなというのが、正直なところですよ。

○委員（加藤啓二君） それは、結論出すよりも、きょうは施設サービスのお話だけ聞いて、また時間を置いて、本来は、当事者は一緒に聞いて、そういうことじゃないと判断が、ちょっと日数が延びるし、結論ありきじゃないものだから、ちょっと急いだほうがいいかなと思ったので。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤達雄委員。

○委員（加藤達雄君） 今、お二人のお話を伺いまして、私は、啓二委員のほうのお話のほうに賛成したいなと思う。

といいますのは、21日は、議運と全体会議と小委員会というふうに非常に重なっておる中で、きょうでも、もうかれこれ3時間という長時間ということで、やはりそれぐらい時間を要しておると思うと、やはりこれは、朝から、9時からやったほうがいいんじゃないかなというふうに私は思うんですけれども、どうでしょうか。

といいますのは、17、18、19、20のうちで早い時期のほうがいいなと私は思うんですけれども。提案です。

○委員長（若園ひでこ君） 石橋直季委員。

○委員（石橋直季君） 私も同意見で、ある種21日に来られるということが、100%ではないんですけれども、担保された状態であるならば、きょう午後から始めていって、きょうの午後から20日までの間で、どんどん早ければ早いほうが、私としてはありがたいと思います。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤啓二委員。

○委員（加藤啓二君） ちょっと確認ですけれども、これはあくまでも確認。

委員会の開催規定としては、8名以内ということであるんで、委員会、現在、きょう

偶然8名の全員出席のもとに開かれたわけですが、何らかで、どうしても出られないという事情があった場合、欠席されても委員会としては成立するわけなんですけれども、その確認をとっておきたいんですけれども、どうでしょう、委員長。

- 委員長（若園ひでこ君） 成立しますので、開催します。成立要件がそろえば。
- 委員（加藤啓二君） これは、8名以内で、じゃ、2人でも3人でもいいのかというと、その辺の判断基準というのは、どのような。これは規定がないもので。それは水川委員、頼む。
- 委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。
- 委員（水川 淳君） 条例上、定足数が定められていますので、というのは、委員会規則に準ずるといのように規定の中にありますので、定足数条項があるというふうに認識していますので、問題ないかと思っています。私自身は問題ないかと思っています。
- 委員（加藤啓二君） 欠席されても定足数に達していればということで、開催できるということですね。その確認だけです。
- 議会事務局長（浅井正美君） 委員長、すみません。
- 委員長（若園ひでこ君） はい。
- 議会事務局長（浅井正美君） 政治倫審の施行規程の第10条第3項に……
- 委員長（若園ひでこ君） 第10条第3項。
- 議会事務局長（浅井正美君） こちらに、会議の議事は、出席した委員の……ごめんなさい。これのもう1個上です。第2項で、「審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。」と。
- 委員（水川 淳君） 規定に入っていましたね。ごめんなさい。
- 委員（加藤啓二君） 確認だけね。そうでないと、あとでごちゃごちゃするといかんで。
- 委員長（若園ひでこ君） それでは、井俣議員のほうに連絡をする際に、今の内容でお伝えしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員（加藤啓二君） ちょっと待って、異議なし。
今言ったように、日程を決めなだめでしょう。21日はいいんですけども、それまでに早けりゃ早いほど で、それ……
- 委員長（若園ひでこ君） こちら日程を……
- 委員（加藤啓二君） ここで日程を調整せないかんよ。
- 委員（水川 淳君） 定足数に達しないといけないもんね。
- 委員長（若園ひでこ君） そうか。こっちの間を選んでもらうんじゃないかとね。ごめんなさい。そういうふうに思っちゃったもので。
- 委員（水川 淳君） それはそうだ。
- 委員長（若園ひでこ君） じゃ、皆さんどうですか。

水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 水川は、きょうの午後及び17日月曜日から21日までいずれの時間も、失礼しました、20日の木曜日の午後を除き、いずれの時間も応招可能です。ただし、20日の午後については、すみません。一部事務組合の公務が入っておりますので、大変恐縮ですが、避けていただけるとありがたいです。

○委員（箕浦克巳君） 一応、日程、20日は午後から町村議長会が入っておりますので、私は。

○委員長（若園ひでこ君） 共通項あるんだ。

○委員（加藤宏明君） 私は、9時から5時まででしたら、月曜日からはいいです。

○委員長（若園ひでこ君） 月曜日からね。ということは、17。

○委員（加藤宏明君） 17から……

○委員（加藤啓二君） 20日までは……

○委員長（若園ひでこ君） 1日ということですね。

○委員（加藤宏明君） 夜の5時までぐらいは。

○委員長（若園ひでこ君） はい。

○委員（石橋直季君） 私も加藤宏明委員と同様です。

○委員（加藤達雄君） 私も同様です。

○委員（加藤宏明君） 9時から17時の間はオーケーです。

○委員（加藤啓二君） 私も19日に、もし決まれば変更できますので、一応オーケーです。

○委員長（若園ひでこ君） 新家委員は。

○委員（新家光江君） 私、17、18、20の午後は、できたらペケにさせていただいて、あったら合わせられます。

○委員長（若園ひでこ君） 午後はペケね。

○委員（新家光江君） うん。

○委員長（若園ひでこ君） じゃ、問題ないですね。

箕浦委員は。

○委員（箕浦克巳君） いいですよ。オーケーです。加藤宏明委員の日程に合わせます。

○委員長（若園ひでこ君） そうしましたら、今のでまとめると、17日からはいつでもいいということですね。朝9時から……。

○委員（水川 淳君） 主に午前中であれば。

○委員長（若園ひでこ君） 主に午前中ということで。

そうしたら、その中で……

○委員（加藤啓二君） 14日もあるよ。

○委員長（若園ひでこ君） 14日、そんなに早くていいですか。

○委員（加藤宏明君） 14日は用事がありますので。

- 委員（箕浦克巳君） 14日は。
- 委員長（若園ひでこ君） みんな用事があるんですね。
- 委員（箕浦克巳君） あしたは、 があって。
- 委員（加藤啓二君） 何があったのか。
- 委員長（若園ひでこ君） でしょう。
- 委員（加藤啓二君） ああ、じゃ、わかりました。
- 委員（水川 淳君） 定足数には達しない。
- 委員（加藤啓二君） 理由が。
- じゃ、きょうの午後からはどうですか。
- 委員（石橋直季君） きょうの午後からいいです。
- 委員長（若園ひでこ君） いいね。
- 委員（水川 淳君） 私も結構です。
- 委員（加藤啓二君） じゃ、14日はだめで、だから、その間で井俣議員に……。
- 委員長（若園ひでこ君） きょうの午後、それから、17日……
- 委員（加藤啓二君） からの……
- 委員（新家光江君） すみません。いいですか、できたら、きょうの3時以降はやめてもらいたい。それまでだったら合わせられます。もしきょうだったら、できたらお願いします。
- 委員長（若園ひでこ君） きょうの3時以降が悪いという方見えませんよね。1人だけしか。
- 委員（箕浦克巳君） そうすると、そんなタイトな時間はきょうはやめて……
- 委員長（若園ひでこ君） それは無理だね。
- 委員（箕浦克巳君） 新家さん。
- 委員（新家光江君） ごめんなさい。
- 委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。
- 委員（水川 淳君） きょうもちょっと想定はこの時間を想定していたものですから、当然夕方5時までは延長すればということでしたけれども、想定としてはなかったの、新家委員同様に午後の後ろの時間になると少し調整が必要になってきますので、極力です。もちろん、決まっちゃえばそれに従います。よろしく申し上げます。
- 委員（箕浦克巳君） よろしく申し上げます。
- 委員長（若園ひでこ君） じゃ、そこの範囲内で。
- 議会事務局長（浅井正美君） 結果的に、さっき17からは、御都合の悪い方もお見えのような形でしたけれども……。
- 委員長（若園ひでこ君） 朝からだったら大丈夫なので。9時から。
- 議会事務局長（浅井正美君） すみません。午前中だけの話をするんですか。その辺の

ことを聞きたかったんですけれども。一応それで言わんとあれなんで。

○委員長（若園ひでこ君） そうだね。

水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） そうしておいていただいたほうがいいと思います。

○委員長（若園ひでこ君） 午前中に。

○委員（水川 淳君） はい。

○議会事務局長（浅井正美君） 17から20の午前中はよろしい。

○委員長（若園ひでこ君） では、午前中のみということではよろしいですか、皆さん。

○委員（石橋直季君） はい。

○委員長（若園ひでこ君） 私ですか。

○委員（箕浦克巳君） 20日はいかん。

○委員長（若園ひでこ君） 20日は私だめ。箕浦委員もだめ。

○委員（箕浦克巳君） 一応午後だけれども……

○委員長（若園ひでこ君） 私はちょっと1日だめです。

○議会事務局長（浅井正美君） 17、18、19で。

○委員（箕浦克巳君） 午前から午後3時までだな。

○委員長（若園ひでこ君） ですが、午前中でということで、終わる予定です。

加藤啓二委員。

○委員（加藤啓二君） ちょっといいですか。日程の確認とちょっと今後の進め方の中に、一つは、17日、19日まで最悪、21日になる可能性もあって、21日の何時からというのは。

○委員長（若園ひでこ君） ちょっと具体的にはわかりません。

○委員（加藤啓二君） 本人の21日も来るけれども、今言うように、強行スケジュールで午後から、だめと言った場合、要は、本人の話が聞けない期間がずっと延びていって、できないことがあり得る可能性もあるわけですね。もしくは本人も来たくないとか、いろいろ、その可能性はなきにしもあらずなんだけれども、大抵21日までの期間ならいいとは思いますが、出る意識があれば。

4月28日、私らは辞表を書くという形ですけれども、そのときの、そこまでに結論が出れば、結論ではないけれども、何らかの形で示せば問題ないんですが……。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 私は、これは、私個人的な見解、要望なんですけれども、私は、こういう性質のものを申し送るとするのは、非常に複雑で、はっきり言って実質現実的じゃないと思っています。

したがって、だからこそ早期にというような話やなんかも先ほど来出ていますけれども、この期のうちにやっぱり我々の責任、責務の中で、職務の中で、しっかりと果た

していくということが、むしろ公平だというふうに思っております。

今、公正についてということで疑義が、少し話題にも出ましたけれども、この期で今現在審議をずっとしているプロセスの中で、何らかの判断をするべき、もっと言うと、今のお話を伺っている中で、そういう意味では、大きな疑義が今ここで出ているようには感じていない雰囲気というか、空気も私の中では読み取れておるものですから、当然、この二十数日というか、この一、二週間のうち何らかの形で結論づけ、議長にお返しをするということが一番適切だと思いますし、また、関係者にとってもすっきりした形で新しい年度を引き続き遂行できると思いますので、そういった提案をさせていただきたいと思います。皆さんの御異議がなければ。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤達雄委員。

○委員（加藤達雄君） 今、水川委員の言われたとおり、慎重に早急にという言葉で言うなら、私どもがこの年というか、任された期間中にある程度の方針が出ればと思うんですが、過去、本人が、関係者が出なくても出した例がある。今回、事情聴取じゃないけれども、本人からの意見が聞ければ、ちょっと切羽詰まっているとはまだ言いませんけれども、そのときの判断を含めて、いろいろなものがある程度限られた時間になると、逆にこの委員会もそれだけの数を開くのか、そこで即断するのかは、ちょっと今後の流れですけれども、そのようなことで、私も水川委員言われたとおり、ちょっと今期中にある程度の方針を出しておかないといかんかなというように、個人的にはちょっと思うんですが、ほかの方にちょっとお伺いして。

○委員長（若園ひでこ君） 今、そういう御意見が出ました。

この御意見について、加藤宏明委員。

○委員（加藤宏明君） 私も早急に、今、町内の一企業の方から理由を聞きましたので、東郷町の議会人として早急に結論を出していくべきだと考えております。

それについては、皆さんも同意だと思っております。被告人というか、井俣さんについては、3日間ないし4日間の説明の日をちを与えられますので、東郷町の議員としては、4日もあれば時間をつくることは全然、それは職務だと思っておりますので、ぜひその4日間のうちにさせていただいて、どうしてもという場合は、当然その権利を放棄した格好でやっぱり審議して、結論を出していくのが東郷町の政治倫理審査会のことだと私は思っておりますので、4日間でぜひ来ていただくように、努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 先に、ちょっと情報を今見つけたので、ちょっと御紹介させていただきます。

まず、審査会の応招に関しての話ですけれども、先にそちらのほうをお話ししますね。

第11条に「被請求議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は審査会への出席を求められた場合は、それに従わなければならない。」という、いわゆる協力義務があります。

これも、要するにきょう来いというのは、いささか乱暴な話ですので、当然そんなことはあり得ない話だと思っていますので、したがって、今、宏明委員のほうからもあったように、1週間の猶予の中でぜひ協力を求めたいというようなことで、今回お示しをさせていただいていることですので、当然出席をしていただくということを前提だと思っています。

それから、もう一つは、第7条の第3項、「審査会は、前項の審査を行うため、審査の対象となった議員その他の者に対し事情聴取等必要な調査を行うことができる。」ということで、この聴取については、今の対象になっている調査については、調査を行うことができることで、原則行わなくても審査を進めることというのは不可能ではないというふうに、これは読み取ることができています。

ただ、当然、そんなことはしませんよ。我々としては、何度も申し上げているように、公正を期すためには、絶対にこれは、このことをヒアリングしてから判断をすべきだと思っていますので、できるというのは、我々の規定であるということでここで示させていただきます。

加えて、もう一回第11条に戻りますけれども、第11条の第2項には、「被請求議員は、審査会において口頭又は文書により弁明することができる。」と、これは、することができる規定で、つまり、ここで一方的に決めちゃいかんと、要するに弁明の機会をしっかりと与える、そういうことをちゃんとしなければいけないですよという規定ですので、この文面、今3つお示しをさせていただいた内容を鑑みれば、十分に公平性と公正性、それから、本人に対する来なければならないというか、一定の義務があるということは読み取れると思いますので、特に、ある意味議論の余地はないかなというふうに思っております。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） 一つ、今、水川委員の前の宏明委員に御訂正をいただきたいんですけども、被告人と先ほど、私、そのように聞こえたんですけども、違いますでしょう。被請求議員で、訂正いただきたいと思います。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤宏明委員。

○委員（加藤宏明君） 訂正をさせて、ちょっと……

○委員（新家光江君） 私の聞き間違いかどうか確認したいですけども。

○委員（加藤宏明君） もう一回言います。被請求議員について、事務局から提案をしていただいて、17日から21日までの間に時間をとっていただいて、先ほど言われました第11条の規定によって出席をお願いしたいということをお願いしたいと思います。

以上です。申しわけございませんでした。

○委員長（若園ひでこ君） よろしいですか。

○委員（新家光江君） すみません。

○委員長（若園ひでこ君） では、じゃ、井俣議員のほうに連絡を。

○委員（水川 淳君） これは、逆に、きょう開催されなくなっちゃったんで、もうあとは事務局にお任せして、開催日程が決まったら通知をいただくということでいいですよ。

自由討議は。

○委員長（若園ひでこ君） 自由討議はやります。

ちょっと待ってください。

[「休憩を求めます」と呼ぶ者あり]

その前に休憩を求めますか。

[「自由討議やるんだったら」と呼ぶ者あり]

12時過ぎますわね。

[「過ぎているよ」と呼ぶ者あり]

じゃ、お諮りします。

12時を過ぎましたけれども、引き続き自由討議を行いたいと思いますが、これについて御意見を伺いたいと思います。

○議会事務局長（浅井正美君） すみません。その前にちょっと2点。

今、日にちの話は、17日、18日、19日、20日の午前中の中でいかがかということできせてもらうことでよろしいですね。

21日はないんですね。

○委員（水川 淳君） いずれもだめだったら21日にやりますと宣言してもらえばいいです。

○議会事務局長（浅井正美君） 弁明か文書かということは……。

○委員（水川 淳君） まだそこまで至っていないですものね。今。

だから、その流れで……

○委員（石橋直季君） だって、審査会の出席を求めているわけだから。

○委員（水川 淳君） いずれにしても休憩とったほうがいいのかな。

○委員長（若園ひでこ君） じゃ、ちょっとすみません。今からちょっと休憩をとります。

○委員（水川 淳君） 議論のため、ちょっと確認のための休憩を。

○委員長（若園ひでこ君） 休憩をとりますが、御異議ありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員（水川 淳君） 即時再開を求めます。

午後 0時01分休憩

午後 0時08分再開

○委員長（若園ひでこ君） 再開します。

水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） まず、先ほどなぜ自由討議を求めたかという、当然、ある意味一方的な確認だったものの、非常に、我々が確認をしたいところがくっきりとしたのかなというような部分があります。

くっきりとしたところがあるかなと思ったので、それを踏まえて、何かまた尋問みたいなのというようなそしりを受けるかもしれませんが、先ほど来、とりわけ諾否についても否認をされているというか、諾否されなかったお立場として、どんな所感を持ったのかというのをちょっと、印象としてお尋ねをしたいなと思っています。

平たく言えば、この後に、当然政治倫理基準等違反行為の存否ですか、違反等の存否、つまり、違反基準に反しているのかどうかを我々としては何らかの判断をしなきゃいけないものをお預かりしているわけじゃないですか、この審査会というのは。

だから、そこの部分において、どういう印象を持たれたのかというのを、今の段階で、ちょっと意見交換をしておきたいなと、わけても賛同者として名を連ねていない皆さん方の見解、お考えをお尋ねできればなと思っています。

○委員長（若園ひでこ君） では、関係者の調査を終わった後、その後の各委員の印象を順次お聞きしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「順番で」と呼ぶ者あり〕

順番でいいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

そうしたら、石橋委員から。

石橋直季委員。

○委員（石橋直季君） 私は、個人的にも施設サービスさんに伺っていた話からも、きょうの会の最初から話をさせてもらっているんですけども、またこういった場で確認がとれたという部分もありますし、やはり政治倫理条例第3条第1項第1号及び第3号の規定に違反しているなという思いを強くいたしました。

ただ、施設サービス株式会社さんの社長さん、また顧問税理士の方も言われていたように、被請求者の方の意思という部分、今回に関しては間違いだと言われているんですけども、そこはやはり確認していくべきじゃないかなと、どういった根拠をもって書かれたのか、どういった根拠があってピンはねという言葉に至るような論理をつくられたのか、それは、施設サービス株式会社さんからの話だけではわからないことなので、ひょっとしたら何らかの情報を持たれているのかもしれない。

訂正するという意思を示されていて、施設サービス株式会社さんの顧問税理士の方に

対し、一町民という立場ではあるが、訂正するという意思表示はされている。また、全員協議会の場でも、一般質問に関してはですが、ピンはねに関しては不適切な表現であった、また、タイプミスとかに関しては訂正するといった意思表示をされているけれども、そこは完遂されていないところもまた聞いていかないとわからないなという部分はありますが、今の時点で、施設サービス株式会社さんの話を聞いて、違反の疑いが強いなと思っております。

○委員長（若園ひでこ君） 以上でいいですか。

○委員（石橋直季君） 以上です。

○委員長（若園ひでこ君） では、次に、加藤達雄委員。

○委員（加藤達雄君） 今、全く同じですけども、審査請求書に書かれてありますこの倫理条例の第3条、私は、一番T I S社がお困りなことは、1年後に控えた契約更改について、非常に会社としてのイメージがあります。これは、私、ここに書いてあるとおりだと、私は、今でもお話伺って思いました。

それから、あと、業務とは関係ないかと言われますけれども、やはり町民、それから従業員、社員、いろんな方に非常にこの広報が、皆さんに動揺を与えたなということについては、これは否めない事実ということも、私は今感じました。

そういうことで、私は、議員の政治倫理ということについて、やっぱり抵触すると、そういうふうな2点を上げさせていただきます。

○委員長（若園ひでこ君） 以上でよろしいですか。

○委員（加藤達雄君） はい。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 私は、あくまでも政治倫理基準の違反についての存否、あるかなしかという部分で、賛同者の一人としては、あるだろうと、あると思われるという前提で今回賛同者に名を連ねておりますので、その部分についてを意識してお尋ねをさせていただいたんですけども、まず、印象として、会社の、言うなれば、存亡にかかわる話ということを受け取られているということを非常に強く感じ、また、その存亡いかんによって、どのような状況があるのかということも十分に理解することができました。それをリスクという言葉を使って御説明をしていただいたわけですけども、その部分については、とてもよく理解をすることができました。

それから、もう一つは、見解の相違という言葉が、私は以前から井俣議員から伺っていた話の中で、そういう見解もあるんだろうということも、正直なところ前提として持っていましたというか、持っています。今でも。

その部分について、当事者の見解をお尋ねしたら、これは見解の相違じゃないということをはっきり否定されました。その部分についても、見解の相違ではなく、間違ったことを発信されることによる、言うなれば、与えられた影響というようなこと

ろを示されておるところも、大いに参考になったというか、その存否について確認する部分について、大いに参考になったなというふうに思いました。

さらに、何よりもピンはねという言葉の重たさを、いわゆる一般の住民や、それから、我々とは違う角度からピンはねという言葉の重たさを説明いただいたところは、ある意味非常に心が動いたという大変ですけども、非常に心に届く御意見や何かも伺うことができました。それを今度井俣議員に直接お尋ねをする機会があるときには、そのことについての見解を改めてお尋ねをしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤宏明委員。

○委員（加藤宏明君） 施設サービスさんから御意見を聞いて、確認ができたことは、事前に何の了解ということも、こういう文書を出すということすらの相談も何もしなかったということですので、本当に、東郷町の議会として、東郷町内の企業だとか町民に対して、勝手と言っては言葉が申しわけないんですけども、自由な発言をすることが、意図的であったり、東郷町の議員である者がそういうことをすることは、大変私はいけないことだと思っておりますので、私は思っておりますので、そういうことが確認できたこと、今後のことも考えて、東郷町議会として、やっぱりそこをただすためにも確認できたことが大変よかったことだと思っております。

以上です。

○委員長（若園ひでこ君） では、次に、箕浦克巳委員。

○委員（箕浦克巳君） 施設サービスの社長、そして、顧問税理士の山内さんに来ていただいて、お話が聞けて、改めてこのペーパーの裏側がはっきり読み取れました。大変お困りだということをお聞きしました。

今あったように、会社への問い合わせもなく、調査もないまま一方的な紙面が配布されたということがあって、全くこれは私たちが議場の議員としてすべき行為のイの一番だと思います。このあたりが欠落していることは大変残念に思いました。

以上です。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤啓二委員。

○委員（加藤啓二君） きょうは、施設サービスの社長、関係の方、顧問税理士さんに来ていただいて、一応施設サービスとしてどのような思い、内容等に関しても聞かせていただいて、確かにこのような書面で迷惑がかかっているという内容と、社内で大きな、従業員に対して信頼性という言葉がここに文章でまた新たに出されているということを、確認をとれば、やはりいかに記事が大変な、いろんなところに大きな影響を与えているということを確認だけさせていただきました。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） きょう一日いろいろな方の御意見、施設サービスの説明等を聞き

まして、私なりには、自分で今ある程度の考えはあります。でも、一議員として、被請求議員さんである井俣議員の声をきちんと聞いて、一応あれだけのこういう言葉を使うに当たっての議員の資料とかあると信じたいので、申しわけないですけども、本人の声を聞かない限り軽々に、ちょっと控えさせていただきたいと思います。すみません。

○委員長（若園ひでこ君） ということで、意見が出ました。

ほかにございませんか。

石橋直季委員。

○委員（石橋直季君） 今後の進め方についてというところで、今私意見を述べさせていただくに当たって、あくまでも（イ）の政治倫理基準等違反行為の存否ということ念頭に置きながら意見を述べさせていただいているんですけども、今、進行上、先ほど委員長の発言で、（ア）、（イ）、（ウ）までは終わってみたいな発言があったかと思うんですけども、あくまでも（イ）に関しては棚上げの状態ということで……

○委員長（若園ひでこ君） ごめん。すみません。終わってというのは、結果が終わってじゃなくて、進行がとりあえず、きょうの進行の過程において終わったという意味です。よろしくをお願いします。

[「結構です」と呼ぶ者あり]

[「了解です」と呼ぶ者あり]

ほかにございませんか。

[「結構です」と呼ぶ者あり]

どうですか。

[「もう終了したらどうですか」と呼ぶ者あり]

○委員長（若園ひでこ君） 浅井事務局長。

○議会事務局長（浅井正美君） 先ほど被請求者のほうにお電話してきました。

留守番電話になりましたので、至急電話をくださいということ、また後日こちらからも電話しますのでよろしく申し上げますとお伝えをしました。

留守番電話の中。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 開催日時については、委員長に御一任したいと思います。

○委員長（若園ひでこ君） 今、開催日時については、委員長への一任という御意見がありました。この御意見に御賛同いただける方。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

じゃ、これできょうの政治倫理審査会……

○委員（加藤達雄君） ちょっと。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤達雄委員。

○委員（加藤達雄君） 最後に、ちょっと大変言いにくい話ですけれども、被請求人にいろいろ連絡をとるにもかかわらず、その後返事がないということは、国会では、国では拒否できるということが言われておるんですけれども、我々の条例、原理では、出なければいけないということですから、これってどうですか。拒否されて、日程が過ぎちゃったら、どんどん続くということで、もう一度これ……

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 今の加藤達雄委員の発言に対しての提案です。それを踏まえての提案ですけれども、それも含めて、事務局と委員長のほうにしかるべき手続については御一任をし、その判断を委ねたいと思います。

何を言っているかということ、具体的に言うと、委員長が日程を決めるというのは、先方との調整が、つまり被請求議員との日程調整がつき、何日の何時に開催をしますというような通知だと思っております。

そして、所定の手順、これは、社会通念上言われている、どういう手順かわからないですけれども、ファクスで送るのが所定なのか、メールで送るのが所定なのか、はたまた内容証明で送らなければいけないのかというのはわかりませんが、所定の手順を踏んで、その上で何ら反応がないということは、そのことも含めて我々が審査会の中で議論すべき内容じゃないのかなというふうに思いますので、それも含めて委員長に一任したいと思いますので、という一任をしたいという意見でございます。

○委員長（若園ひでこ君） 今の水川 淳委員の意見について、御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、日程については、事務局と委員長のほうで決めさせていただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

きょうはこれで政治倫理審査会を閉じたいと思います。

午後 0時25分閉会